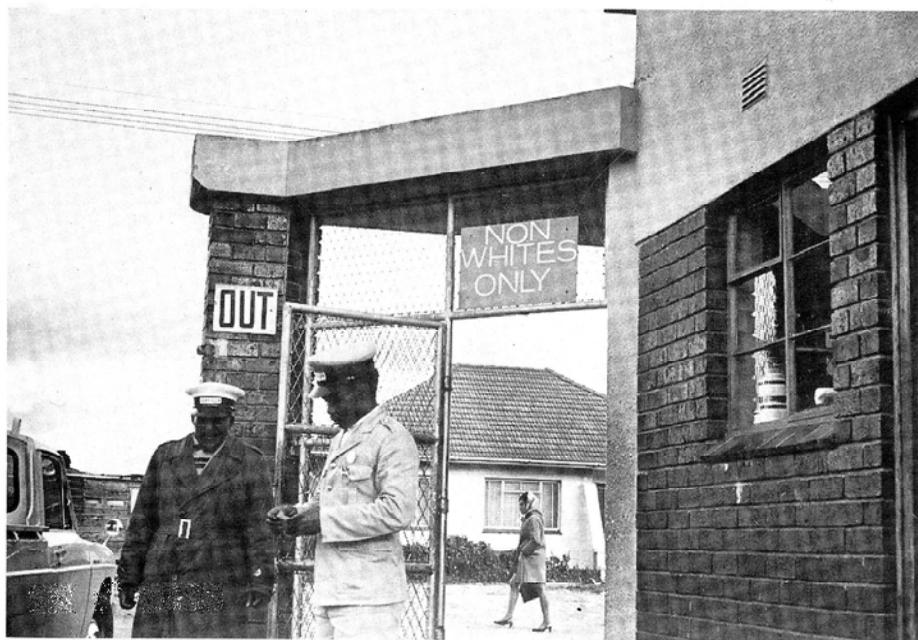


南アフリカとアパルトヘイト



国際連合広報センター

も く じ

	頁
日本と南アフリカ	1
第29回国連総会第4委員会での証言	17
南アフリカの現状	27
国連南アフリカ信託基金	57
国連アフリカ南部教育訓練計画	69

- 原文：1) Japan and South Africa, by Yoko Kitazawa, Notes and Documents No. Special, November 1974, Unit on Apartheid, 10 p.
- 2) Testimony of Mrs. Yoko Kitazawa before the Fourth Committee of the General Assembly of the United Nations, 31 October 1974
- 3) The Situation in South Africa, Notes and Documents No. 11/75, April 1975, Unit on Apartheid, 22 p.
- 4) United Nations Trust Fund for South Africa, Notes and Documents No. 15/75, May 1975, Unit on Apartheid, 8 p.
- 5) United Nations Educational and Training Programme for Southern Africa, Notes and Documents No. 6/75, March 1975, Unit on Apartheid, 11 p.

日本と南アフリカ

日本と南アフリカ

北 沢 洋 子

(今号では、1974年11月8日 アパルトヘイト特別委員会で請願者として証言した北沢洋子さんの陳述を掲載した。その証言内容は特別委員会の要請でアパルトヘイト部の手で出版されたもので、原文は英語である。)

北沢洋子さんは1974年に日本と南アフリカとの経済的つながりについて現地で一か月間調査した。その調査は、世界キリスト教協議会、全米キリスト教協議会、日本キリスト教協議会の後援で行なわれたもので、この報告書に述べられている内容は北沢さんの見解である。)

少数白人のフォルスター南アフリカ政府とその人種隔離制度に対して、日本が経済的にどのようにかかわり合っているかを、最初に概観したいと思う。

日本の企業と南アとの関係は、シャープビルの虐殺事件の余波をうけて1960年代の初期から始まり、1960年から1970年にかけてずっと、南アにおける日本の企業活動は主として、日本が原料を輸入し、南アへ工業製品を輸出する貿易の部門に限られていた。この間に両国間の取引は5倍にふくれあがった。¹⁾

1970年以来、南アに対する日本の経済進出は、南ア共和国政府が目ざす南ア経済の工業化、近代化計画を積極的に援助することにより、もっと大々的な規模で拡大された。

モザンビーク、アンゴラ、ナミビア、南ローデシアにおける民族解放運動の進展と国内における闘志満々たるブラックパワーの台頭、この2つの脅威に直面して、南ア共和国政府は政治的立場を強化し、人種隔離制度を維持し、強力な軍事力を保持するために、急速に産業開発を計る方針を取った。

日本の対南ア貿易

1972年からは、日本は対南ア貿易国として世界第4位にのしあがり、1973年には、両国間の貿易総額が、初めて10億ドルを超えた。1973年の対南アの輸出額は前年比64%も急伸したのに、南アからの輸入額は31%も落ち込んだ。²⁾日本の対南ア貿易の急伸展には、英米その他の対南ア主要貿易国には見られない驚くべき傾向が見られる。

I. 南アの“産業開発プロジェクト”

1970年初めに、南ア共和国少数白人政権は各種の大規模産業開発プロジェクトを発足させた。³⁾その主要なものは次の通りである。

A. シシエン・サルダニア湾開発プロジェクト

シシエンの鉄鉱石集積地から西海岸のサルダニア湾までの860 kmの鉄道敷設も含めて、このプロジェクトの開発費は10億ランド。⁴⁾鉄鉱石は鉱石のままでも輸出されるものもあるが、残りは全部サルダニアに建設予定の大規模な製鋼所で銑鉄にする計画である。

建設工事は1973年に着工し、シシエンの新鉱山採掘の第1号鉱石は、1976年にサルダニア湾へ通ずる鉄道で輸送されることになっている。

南ア共和国の国有製鋼所との間に度々使節団の往来があった末、3つの長期売買契約が成立した。

契約では、日本は1976年に操業開始予定の国有企業の南アフリカ鉄鋼会社(I S C O R)のサルダニア製鋼所から鉄鋼半製品を大量に買い取ることになっている。(付表A-1参照)⁵⁾

シシエン産出の鉄鋼石について、日本はまた2つの契約書に調印している。そのひとつは、日本が毎年I S C O Rから700万トンの鉄鉱石を輸入すること

を規定している。さらに500万トンの鉄鉱石を2つの民間会社から買い取ることになっている。⁶⁾

シエン産鉄鉱石の日本への輸入契約は、1976年から12年以上15年以内の間に、総額15億ドルに上る見込みである。⁷⁾

B. サンクロア・ターミナル港建設計画

シエン産鉄鉱石に関してISCORと結んだ契約と同じ方針で、日本の鉄鋼業界が南アの私企業であるアフリカ鉱業連合(CAM)と鉄鉱石の買付け交渉を始めた。

1972年3月、当時の南ア共和国のベン・シエーマン運輸相が議会で報告したところによれば、アルゴア湾にあるサンクロア島の鉄石ターミナル港湾施設を完備するという条件で、CAMが7000万トンの鉄鉱石を日本へ供給するという16年契約を日本と結んだ。(付表A-2参照)⁸⁾

一方、CAMは、その上さらに1億ランドにのぼる契約を結んだことを公表した。この契約は1977年から11年間以上にわたり、860万トンのマンガン鉱を日本の製鋼業界へ供給するものである。⁹⁾その間に、日本はCAMから1974~1977年の間に40万トン以上のマンガン鉱を受入れることに合意した。¹⁰⁾

C. リチャーズ湾の拡張

この計画によれば、大量のコークス原料炭が日本の鉄鋼業界へ輸出される。1970年7月には、三井鉱山が南ア・トランスバール石炭協会に対し長期にわたり技術援助することに同意した。1971年3月に、日本の製鋼所、コークス工場など7社がトランスバール石炭協会(TCOA)との間で2700万トン・3億5000万ドルに上る石炭の輸入契約に調印した。¹¹⁾TCOAは、初年度に、ロレンソマルケスから45万トンを輸出することになった。1976年には、リチャーズ湾の高速積み込み装置も完備し、ウィトバンクからの鉄道も開通しているので、その年から11年以上にわたる輸出は年間300万トンにも達するであろう。これらの施設工事費は1億ランドに達しよう。¹²⁾

私はこの委員会が、いま直ちに、次のような驚くべき事実に注目していただきたいと思う。以上述べたような各種の開発、拡張計画をともなう買い付け契約が成立したからには、日本政府が対南ア貿易は増加しないと、いくら公約しても、日本の対南ア貿易は1975年以降は飛躍的に増大するでしょう。

上述した南アの3つのプロジェクトすべてが、鉱物資源の輸出を引き受ける永久基地の拡張はもちろんのこと、地下鉱物資源の開発に関連のあるものばかりである。日本がこのような資源の長期にわたる巨額の買い付け契約をしたのは、各種プロジェクトに着手することを保証する手段である。このような日本の買い付けは、直接投資よりも却って、各種産業開発プロジェクトを助成するささえになっている。その結果、間接ではあるが、南ア政権を軍事的に支援することになるのはもちろん政治力、経済力を強固なものにするのに加担したことになる。

このような先取り買い付け契約の見返りとして、日本の鉄鋼、重機械産業界もまたプラントや機器を後述の南ア産業プロジェクトに対し供与することに同意し、各種プロジェクトの達成に直接力を貸している。

D. I S C O Rの25億ランド拡張計画

1973年11月、I S C O Rは拡張10年計画を発表した。この計画によれば、I S C O Rは1983年までに鉄鋼の年間生産量を1050万トンにふやすために、3つの工場に25億ランドを注ぎ込むことになっている。

日本の鉄鋼、重機械工業界は1971年から製鋼所設備の売買交渉をI S C O Rとの間で始めている。日本の通産省の1971年10月20日付の会報は次のように報じている。I S C O Rの大型プロジェクトへの日本の参加は着々と進められ、1971年初めに、I S C O Rから三菱重工は庄延製鋼工場を、また日立はピレット（鋼塊）製鋼所の建設工事をそれぞれ受注した。

日本の商社がI S C O Rとの間に結んだ売買契約が数例付表Bに記してある。

日本とI S C O Rとの大規模製鋼プラントの売買契約は、日本円が変動相場制を採用している間に履行されたので、為替差額による損失はI S C O Rの負担とすること、また参画した日本の商社に対しては日本輸銀の分割払い融資、

以上2つの保証が前提条件となっていることは明白であった。

例をあげていえば、ISCORの熱間圧延工場を建設した三菱は日本輸銀の延べ払い融資を受け、ランド建て契約だったことを発表している。三菱としての単独契約の輸出額では、近來にない高額のもので、総額では同社の年間輸出額の15%にも上っている。¹³⁾

三井グループはニューカッスルにあるISCORの工場に酸素炉を建設する5000万ランドの契約をとりつけた。この契約は、南ア共和国ではかつてなかったほど機械工業界では最大の「論功行賞」だとうわさされている。その理由としてあげられているのは、三井が日本と南アとの石炭取引の取次ぎ役を引受けたからである。¹⁴⁾

南ア共和国との友好関係が2度も報酬をもたらしたというわけである。

E. オレンジ河の開発プロジェクト

1970年代の初めに、南ア共和国政府機関の一つである電力供給公社(ESCOM)は、同国はじまって以来という最大の10億ランド・オレンジ河開発プロジェクトに着手した。¹⁵⁾1973年8月、日本の2大電機器商社が、このプロジェクトの基幹となるESCOMの発電所の発電機を納入することになった。¹⁶⁾

F. 南アの海運プロジェクト

前述の南アにおける経済開発計画は、鉱物資源の対日輸出の拡大により保証された。その結果、対日輸出が増大したため、こんどは南アの海運力を相当に増強しなければならなくなった。

1972年以来、日本の造船業界はスーパータンカー3隻と砂糖運搬船1隻をすでに南ア共和国へ売り渡している。

このように日本の重工業が、ISCORやオレンジ河開発プロジェクトに深いかわり合いを持っているのに、日本政府が出す統計ではプラントや機器の輸出として取扱われている点に注目することが肝心である。これが日本の重工業特有のパターンであり、直接投資して海外に子会社を作るようなことを避け

る手口でもある。欧米の多国籍企業のやり方とは対照的で、日本の商社は、海外直接投資をせずに、日本輸銀から長期輸出貸付けの融資を受けて、プラントや機器の輸出契約を受注するのが通例になっている。

日本の対南ア輸出額の急膨張が各国から非難をあげているので、日本政府は1974年5月、日本輸銀の融資を対南ア向けに利用することを禁止する声明を出した。しかし、日本からISCOR向けプラント輸出のほとんどについて、すでに輸銀から融資済みなので、政府の融資利用禁止にもかかわらず、実際には何ら政策の変更もないことを輸銀では極めて卒直に認めている。¹⁷⁾

今日、日本の企業は南ア共和国の大型開発計画と密接に結びついている。これらの計画に日本が主として関係しているのは、鉱物資源の長期、安定輸入を保証することであり、また南アの重工業を建設、拡充するために日本製機器を供給することである。日本政府は人種差別制度に反対の方針をとっているにもかかわらず、日本の商社は白人少数政権とその人種隔離制度とに密着し、支持している。これは言語道断なことだと、当委員会がきくと認めると私は思う。

II. ウラン鉱と原子力

だが、日本と経済プロジェクトとのかかわり合いはこの南ア重工業だけに限られてはいない。

南ア共和国及びナミビアには全世界の確認埋蔵量の26%も占めるウラン鉱の埋蔵があり、世界第2位と推定されている。¹⁸⁾1972年の南アのウラン生産量は4000米トンで、世界の生産量の16%に上っている。¹⁹⁾

私が、さきに開かれた国連の委員会で証言した通り、日本の電力会社が南ア共和国及びナミビアの鉱山と先取り売り付け10か年契約を結んだ事実を、私は明らかにした。このようなウラン取引の持つ重大さ、ならびにナミビアの国家管理の鉱山からのウラン購入に秘められている特別な政治的含みを見逃がすわけにはいかない。私はいま、この核問題について、あと2、3の事実を追加説明したい。

1973年南ア共和国政府は、ファリンダバ・ウラン濃縮パイロット工場の進歩

状況が順調で、全面操業工場建設への足がかりを確実に保証するものであると発表した。²⁰⁾1973年6月南ア共和国政府は、同国を訪れた日本原子力委員会の使節団を通して、同国が計画しているウラン濃縮工場の建設に日本からの出資を要請した。日本がこのプロジェクトに参加するならば、濃縮ウラン購入で日本の立場が有利になると、南ア共和国政府は明言している。²¹⁾このプロジェクトについて、この数年間秘密交渉が続いている。1973年4月、経団連のエネルギー対策委員会委員長でもあり、また日本原子力産業会議副会長の松根宗一氏が南アを訪問し、原子力委員会のルウ会長とプレトリア近郊に5億5千万ランドを投じてフェリンダバ・ウラン濃縮工場を建設する日本と南ア合同プロジェクトについて会談した。²²⁾

1973年6月、こんどは南アの原子力委員会の使節団が返礼に来日、1980年に完成する予定のウラン濃縮工場の建設に日本の“投資”と“参加”があり得るのかどうかを中心に話し合いが行なわれたという。²³⁾

ウラン濃縮工場建設計画のほかにも、南ア共和国はケープタウン近郊に原子力発電所を建設する計画を持っている。1970年南アの電力供給公社（E S C O M）代表の東京発の電報によれば、三菱グループが原子力炉の入札で最低値を出している。この原子炉のpatentは米国ウエスチングハウスが持っている。²⁴⁾

1973年1月21日付の日本経済新聞によれば、三菱グループは南ア共和国の原子炉建設用機器の国際入札への参加を発表した。三菱の入札価格が最低だったので、南アは1974年8月まで三菱グループに対しオプションを残した。²⁵⁾

原発の建設費は3億4千万ランドで推定発電力は100万kwhの予定という。

日本が南アおよびナミビアからウラン鉱を購入し、ウラン濃縮工場や原発の建設用機材を日本から売り渡し、またその建設資金も調達するという契約を結ぶことで、南アの経済力が増大するのは火を見るより明らかである。ウラン濃縮工場を建設すれば、南ア共和国の核保有国世界への仲間入りを手助けすることになり、工場が操業を始めた暁には、南アで原爆を製造することも、その気になればできることになる。戦略的に慎重性を要する原子力の分野で、南アに協力することを一切、いま直ぐに禁止すべきである。

第2に、国連の決議を無視して南アが不法に占領しているナミビアのロッシング鉱山から、日本がウラン鉱を買い付けることは、南アのナミビア占領を助

長するというまぎれもない例証になっている。

第3に、南アからのウラン鉱の大量買い付けで、日本は国内で相当数の原子炉を運転できるようになる。現在、原子炉は4基だが、1985年までには、35基にふえる。これはとりもなおさず、広島、長崎に原爆が投下されて以来、核問題には特に敏感になっている大多数の日本人に対する明らかな挑戦である。

Ⅲ. 生産活動

1968年、日本政府は、日本の商社が南アに直接投資することを禁止した。しかし、私が南アで発見した事実は、産業の面で日本との結びつきがだんだん緊密になってきているということであった。

現在日本の商社70社余りが南アに代表者を駐在させたり、事務所を開設したりしている。自動車、電気機器、電子工業、ゴム産業などでは、生産や組み立てに（フランチャイズ制をしいた）現地工場を作っている。

このような産業面でのかかわり合いは、米国のGMや英国のレイランドが南アに子会社を作っているように、日本側が直接出資して全株保有の子会社を現地に作るようなことはせず、日本の協力態勢はもっと密着していて実質的なものがあるように感じた。英米のようなやり方はせずに、日本の企業は南アの資本と日本の計画、専門技術、機器とで合弁事業（日本や南アの新聞は「ジョイントヴェンチャー」という語を使っている）を推進している。

さらに、南アにあるこのような現地工場は「バンツースタン」（アフリカ黒人の半自治区）の隣接工業地域内にあるものが多い。これが、結果的には、アフリカの黒人を都市からみじめな指定保留地へ移住させようとしている南ア政府に協力することになっている。その指定保留地というのは南ア共和国全土の僅か13%にも達しない狭い地域なのである。

このような生産活動は、日本が管理しているわけでもなく、また厳密には合弁事業ともいえない程度のものであるから、日本に責任はない、という日本一流の弁解にだまされてはならない。

泥棒に凶器を与えるなんて従犯もいいところであり、しかも泥棒、つまり

“合弁事業の相棒”を支援していることになる。これと同じ道理で、トヨタやその他の日本の商社は南アに関する限り責任はない、とあって都合よく逃げるわけにはいかない。トヨタの、つまりは日本の援助なしには、南アではトヨタの車は一台たりとも流れ作業で生産できないことは、ハッキリしている。したがって、日本の親会社としては責任を免れるわけにはいかない。

南アにおける日本の自動車工業に関しては、労働賃金を扱うポートエリザベスの産業協議会が、1974年1月に、黒人労働者と協議みせず、新しく賃金協定を結んだ。

この協定によれば、黒人労働者は初任給が時間給で最低56セントとなっている。しかし、日本の現地工場で働く黒人労働者は産業協議会が取り決めた手当の限定額さえ貰っていない。その理由は、日本の自動車組立工場はたいてい隣接工業地域にあり、ここでは労働条件をもっと悪くしてもよいことになっているからである。（南アの自動車工業で働く黒人労働者の1974年1月の最低賃金一覧表のD表を参照）

トヨタは日本最大の自動車メーカーであり、その最大の海外自動車組立工場が1962年南アフリカのダーバンに設置された。

トヨタ南アフリカ現地代理店は、フォルスター政権の「分散」政策に応じて、1971年にダーバンから新しく指定された隣接工場地域へ移転した。この10年間で、トヨタ南アフリカ現地代理店の資本金は1962年の150万ランドから、1971年の1500万ランドと10倍にもなった²⁶⁾

トヨタは南アでもっとも成功した会社のひとつで、トヨタ南アフリカ現地代理店の1973年年度の純益は前年比42%の増となった²⁷⁾1974年8月、トヨタは総合組立施設に工費1800万ランドをかけたトラック工場を新設した²⁸⁾。いまでは、トヨタのトラックは国民党やアパルトヘイトを強く支持している白人の農場経営者に売られている。

トヨタ南アフリカ現地代理店は、南アが全株保有の事業会社に対し、実質的に独占販売権を持っているのである。しかし、日本の親会社からは直接投資していないのに、日本のトヨタ本社と南アの現地会社とは密接な協力関係にある。したがって、日本のトヨタ本社は、自動車組み立て部品類、独占販売権、専門技術の供与などによる利益のほか、あらたに膨大な収入源を持つにいたって

いる。

トヨタの南アにおける経済活動の話が出るなら、同社で働いている黒人労働者の勇敢な話にふれないわけにはいかない。昨年、ダーバンで黒人労働者の激しい運動が起り、今年の2月にはトヨタでストライキにまで発展した。トヨタの黒人労働者は、会社側の時間給36セントに対し最低1ランドまでの賃上げを要求した。ところが、会社側にはわずか2セントの全面的賃上げを提案するつもりしかないことがわかったので、黒人労働者達はストを行ない、日産235台の流れ作業がストップした。²⁹⁾このストライキは、黒人労働者達がもはやトヨタ南アフリカ現地代理店の搾取的なやり方に従う意志のないことを物語るものである。

IV. 銀行借款

この委員会のメンバーの方々は、ヨーロッパ・アメリカン・バンキング・コーオペレーションズ (EABC) が、南アに対し多額の借款を供与していることを多分もうご存知のことでしょう。日本国際投資銀行もこの融資に一役買って2450万ドルの融資を用意した。³⁰⁾だが、議長であるあなたに尻をつつかれて日本政府が圧力をかけたので、1000万ドルを融資したところで融資半ばに打ち切られた。³¹⁾

しかし、現在あらたな借款の話がもちあがっているそうである。1973年7月2日付のヨハネスブルク・スター紙の報道によれば、英国の商社の子会社であるスレーター・ウォーカー・セキュリティーズ・オブ・サウス・アフリカが、南アの産業開発プロジェクトに対し、日本に2000万ドルの借款を要請していた。そして、日本興業銀行が世話銀行になって日本の9銀行がグループで社債を発行して、この借款を供与した。その時は、融資期間が15年、年利8.25%にきまった。

この借款もまた直ぐに打ち切るべきである。

議長、この新しい証拠を考慮して、私は次のことを謹んで提案したい。

当委員会が、以上の報告を慎重に検討し、評価して、日本政府ならびに商社

に対して要求すべき事項のリストを作っていただきたい。この要求は、多分議長が8月に団長として訪日された使節団と同じ目的の使節団に托されて日本側に手渡されることになるでしょう。

第2番目に、日本が少数白人の支配力を増大させている共犯者であるという例証を、アフリカ統一機構が直ちに注視した上で、考慮し、行動を起こすべきである。日本政府が、アフリカ統一機構の立場および行動を極めて深刻に受けとめることはわかっている。

最後に、アパルトヘイト特別委員会は日本と南ア共和国との経済的結びつきを公表したうえで、その経済的関係のあらましを説明した資料を出版すべきである。

当委員会が次のような勧告をなすべきだと思う。

そのほとんどが1975年以降に履行されることになっているすべての先き取り購入契約を解消すること。

日本からの技術援助を停止すると同時に南アフリカ共和国の産業開発プロジェクト向けの機器の供給も停止すること。

ウランの購入停止を含め、原子力分野で南アに対する協力をすべて、いま直ちに取り止め、対南ア原発用機器の販売を中止すること。

南アにおける日本商社の企業活動をすべて停止すること。その間に、日本政府は「投資行動の指針」ともいべきものを、南アの商社と合弁事業をやっているすべての日本の会社や企業に対し与えるべきである。この投資憲章には、飢餓賃金および差別利益の即時停止を規定すべきである。かつまた

直接たりと間接たりとを問わず、対南ア銀行融資をすべて中止すること。

付 表 A

日本の対南ア長期買い付け契約

1) シシェン-サルダニア湾プロジェクト (工費10億ランド)

(a) シシェン鉄鉱石は1976年から12～15年間

南アの会社側	対日年間輸出
南ア鉄鋼会社 (ISCOR) から	700 万トン
アフリカ鉱業連合 (CAM) から	300 万トン
アソシエテッド・マンガニーズ (AM) から	200 万トン

(b) サルダニア鉄鋼半製品

輸出年次	対日年間輸出
1976年	300 万トン
1977年	700 万トン
1978年	900 万トン
1979年以降	1100 万トン

2) サンクロア・ターミナル港建設計画

(a) サンクロア港が拡張されてから実行される日本へ鉄鉱石7000万トンを供給するアフリカ鉱業連合との16年契約

輸出期間	対日年間輸出
最初の3年間	250 万トン
次の2年間	350 万トン
続いて10年間	400 万トン
最終年	1500 万トン

(b) アフリカ鉱業連合とのマンガン鉱契約

1977年から11年間にわたり総額1億ランド・860万トンのマンガン鉱を日本へ船積みする。

3) ウィトバンクと結ぶ鉄道の敷設を含むリチャーズ湾拡張

(a) トランスバール石炭協会が日本にウィトバンク産石炭2700万トンを供給

輸出期間	対日年間輸出
1973～1976年	ロレンソマルケスから45万トン
1976～1986年	新リチャーズ港から300万トン

付 表 D

1974年1月現在南アにおける自動車産業労働者の最低賃金リスト

会 社	所在地	最低 時間給	月給	PDL (貧乏線)	MEL (最低実 効水準)
フォード, GM	ポートエリザベス	56セント	110.80	78.58	117.87
シトロエン フォルクスワーゲン	ポートエリザベス	47セント			
トヨタ	ダーバン	38セント	76.95	78.13	117.19
クライスラー	プレトリア	35セント			
プジョー	プレトリア	32セント			
ダットサン日産	プレトリア	25セント	49.45	75.44	113.16

[注]

1. South African Monthly Abstract of Trade Statistics; Rand Daily Mail, Johannesburg, 11 March 1974.
2. Rand Daily Mail, Johannesburg, 11 March 1974.
3. South African Financial Gazette, Johannesburg, 21 May 1971.
4. The Star, Johannesburg, 20 June 1973.
5. Financial Mail, Johannesburg, 6 July 1973.
6. Ibid., 18 January 1974
7. Financial Times, London, 14 February 1974.
8. The Star, Johannesburg, 16 March 1972.
9. South African Financial Gazette, Johannesburg, 1 February 1974.
10. The Star, Johannesburg, 26 January 1974.
11. Nihon Keizai Shinbun, Tokyo, 3 July 1970.
12. Rand Daily Mail, Johannesburg, 13 March 1974.
13. Financial Times, London, 25 February 1971.
14. The Star, Johannesburg, 4 September 1971.
15. South African Financial Gazette, Johannesburg, 21 May 1971.
16. Nihon Kogyo Shinbun, Tokyo 23 August 1973.
17. Financial Mail, Johannesburg, 20 May 1974.
18. Asahi Shinbun, Tokyo, 21 June 1973.
19. Kozan, Tokyo, December 1973.
20. Financial Mail, Johannesburg, 28 June 1974.
21. Asahi Shinbun, Tokyo, 21 June 1973.
22. The Star, Johannesburg, 10 July 1973.
23. The Star, Johannesburg, 22 June 1970.
24. ESCOM press release, 18 November 1970.
25. The Star, Johannesburg, 9 April 1974.
26. Financial Mail, Johannesburg, 27 August 1974.
27. Rand Daily Mail, Johannesburg, 28 February 1974.
28. Ibid., 30 August 1974.
29. Financial Mail, Johannesburg, 15 February 1974.
30. Asahi Shinbun, Tokyo, 19 July 1974.
31. The Star, Johannesburg, 11 September 1974.

第29回国連総会第4委員会での証言

第29回国連総会第4委員会での証言

北 沢 洋 子

注： 本文は，1974年10月31日，北沢洋子さんが第29回国連総会の第4（信託統治・非自治地域）委員会で行なった証言で原文は英語である。

北沢洋子さんの証言

議長ならびに著名なる代表者の方々、この国連第4委員会が発言する機会を得ましたことは身に余る光栄と存じます。フリーのジャーナリストとして私は、今年の8月から9月にかけて南アフリカ共和国を訪れました。私は日本人なので、もちろん、南ア共和国政府から「名誉白人」の身分を与えられました。私は旅行中に、南ア政府が日本人に対して与えている特典で不名誉ないろいろの特典を受けました。これらの特典は、南ア共和国とナミビアでの経済的な日本とのかわり合いから生まれたものであります。

私は、ナミビア、南ア共和国およびアフリカ南部全般の問題に対する日本政府の公式な立場について、まず、概説したいと思います。

国連で南ア問題が取り上げられました当初から、日本は、一貫して前向きな姿勢をとってきました。1968年には、日本政府は日本の商社が南アに直接投資することを禁上する措置を採りました。その年の5月に、南ローデシアのイアン・スミス違法政権に対して制裁を加えるべきだとする件について票決が行われました際に、日本は制裁案を支持しました。

ナミビアに関しましては、日本の赤谷源一代表が1969年10月14日、次のように述べています。

「南アフリカ共和国政権は、安保理事会決議 264 と 269 を全く無視して、ナミビア領土の不法占領を続けているうえに、ナミビアでも人種差別制度を確立させています。このアパルトヘイトは国連加盟のほとんど全部の国から非難されている制度であります。」

さらに、赤谷代表は言葉をついで、日本は「そのことでは、ナミビアでも、南アフリカ共和国でも、またアフリカ南部のどこにも資本を出していません」と言明しています。

1974年6月には、日本政府は、南アフリカ共和国との間で、スポーツ、文化、教育の面での交流を禁止する措置をとっています。

白人少数支配の政権に対して日本政府がとってきた姿勢が、私の報告の背景

になっています。その報告は南アの日本企業の協力の実態を調査した結果をまとめたもので、すでに国連に提出してあります。たてまえとして表明した方針と実際との相異がどんなにちがっているか、その程度を確認するのに私の報告が役立てば幸いと存じます。

ナミビア

日本とナミビアとの経済関係の特殊な例について焦点を合わせたいと思います。

ご承知でもありましようが、日本はエネルギーの需要をみたすのに原子力発電の増強を計画しています。その結果、日本は原子力発電所建設に必要なウラン資源探しに躍起になっています。

このウラン資源探しで、日本の電力会社（すべて民間企業）が、ウランの埋蔵量で世界第2位といわれています南アフリカ共和国とナミビアに頼ることになりました。1975年から向う10年間の日本の需要量（10年以上にわたり必要な9万2300米トン）の約80%のウランを購入する長期契約を結ぶ手当てが、1973年12月までに日本商社の手で終わっています。このうち、南ア共和国とナミビアからは全手当て量の43%（3万8200米トン）が供給されることになっています。¹

ナミビアからの買入れはすべてロッシング・ウラン鉱山からです。1975年から1985年までの間に、日本の9電力会社の需要をみたすために、8200米トンのウランが日本へ送り出される契約がまとまっています。

議長、このウラン買い付けのゆゆしさについては、当委員会では説明を要しないと思います。密接な関係にあることは驚くほどはっきりしています。

このロッシング鉱山は、Rio Tinto Zincと南ア共和国政府との合弁事業で、南ア国有の産業開発公社（IDC）が運営に参加しています。² 南アフリカ共和国のウラン資源開発は、戦略的でもあり、また重要なので、不法に占領している南ア共和国政府が、この鉱山の開発に一役買っているわけであります。この露天掘り鉱山を開発し、1976年までにフル生産に漕ぎつけるには、開発費も2億2500万ドルから3億ドルと見積られています。

けれども、大いに問題とすべきなのは、次のことでもあります。ナミビアを不

法に占領している南ア共和国が、とにかく一部ではありますが、出費して経営に当たっているような鉱山から、日本の会社が直接ウランを買い入れるという事実なのです。ナミビアのアフリカ黒人を抑圧している南ア共和国に加担していることを例証するのに、これ以上のものがあるではありませんか。

国連総会で加盟国に対して、南ア共和国のナミビア居座りを合法と認めるような一切の行為を慎しむよう求めたことは、存じています。にもかかわらず、日本ならびにその他の大国が現に、買い付け契約をとりつけていまして、ロッシング鉱山の成功を保証してはおりませんか。このことが、とりもなおさず、南ア共和国のナミビア占領に合法性を認めることになるばかりでなく、ナミビアからあがる収益を南ア共和国にもたらし、ナミビアに南ア共和国が引き続き止まるという既得権益を確立すると共に、南ア共和国の核保有を増大させることにもなります。また、南ア共和国がアフリカ黒人に無断で、勝手にナミビアの天然資源を略奪しているのであります。最後に、このような天然資源の買い付けは、国連ナミビア理事会が1974年10月7日に出したナミビアにおける天然資源に関する勧告に対して、間接ではあります、違反するものであります。私は当委員会が、日本の商社を説得してナミビアからのウラン購入を取りやめさせるために権限を行使するよう要望します。

また日本の電力会社が1975年から1985年までの間、南アフリカの鉱山から3万米トン（南アフリカのNUFCORから1万2500米トン、南アフリカのRTZから1万7500米トン）のウラン買い付けの手当てをしていることも重視しなければなりません。それに加えて、国連の文書、南アフリカや日本の新聞などで次のようなこともわかりました。1) ケープタウン近郊の原子力発電所³⁾と2) 南ア共和国の核兵器製造に協力することにつながるような大規模なウラン濃縮工場⁴⁾の建設に手を借すことになること。1973年には、南ア共和国と日本の両国から原子力関係の役人の往来がありました。⁵⁾

しかし、日本と南ア共和国との経済的結びつきには、はじめは、ナミビアとの関連はありませんでした。経済的に日本が南ア共和国とかかわりあっている程度についての真相は、これまで詳しいことがほとんどわかっていませんでした。

南アフリカ

今日、南アには70社以上の日本の商社が代表者を駐在させ、事務所を開いています。自動車、電気機器、電子工業、ゴムなどの産業では、南アの現地に独占販売権を持った生産、組立工場も作っています。1970年代には、日本と南アの貿易額は連鎖的に増大していき、今では南アから輸出される鉄鉱石のほとんど全部を買い占め、南アから輸出される100万トンの砂糖も、その50%以上を日本が買い取るという程度にまでふえています。⁶⁾

1973年に日本が南アから輸入したクローム、マンガン、アスベスト輸入額は、同年のそれぞれの総輸入額の54%、44%、33%に達しています。⁷⁾ これらの数字には、日本へ船積みされた南アの鉱物資源の項目として、ローデシア産出のものも含まれていることは間違いありません。この事実は、国連やアフリカ統一機構で、すでに指摘されています。

1972年からは、日本は南アの貿易相手国としては世界第4位にまでのしあがり、1973年の両国間の貿易総額が初めて10億ドルを越えました。1973年には、日本の南アからの輸入額は前年比31%も上回るほどにはねあがっていますのに、日本からの輸出額は64%も落ち込んでいます。⁸⁾ 日本対南ア貿易の急膨脹は、英国や米国のような他の対南ア貿易大国には見られない危険な傾向を示しています。

南アに対して日本の経済協力が進展しますと、アパルトヘイトに対する日本政府の公式立場とは全く逆行することになります。

産業開発プロジェクト

南ア政府の大規模な「開発プロジェクト」や貿易上の外国とのつながりを見れば、日本は世界の他の国々の中で特異な立場にあることがわかります。日本以外の国は、南ア政府が計画している経済的プロジェクトに、そんなに深くはかかわり合っていない。日本との経済的結びつきが、ともかく、この5つの産業開発プロジェクトの推進、達成には、きわめて重要なのであります。こ

の経済的関係の詳細については、近い将来、当委員会に報告書を提出するつもりであります。南アの白人少数政権は、政治力や経済力の基盤を強化するために、産業開発を急ぐ道を選んでいることについては、いまさら採り上げて言及する必要もないでしょう。もちろん、白人の強力な権力の基盤があってこそ、白人支配権とアパルトヘイトが維持できていることは言うまでもありません。さらにまた、このような戦略的に重要な開発計画により、南ア政権が軍事力を増強し、黒人大衆を制圧できるようになったのであります。

以上述べた5つのプロジェクトは次の通りであります：

- 1) シシェン—サルダニア湾開発プロジェクト（鉄鉱石）⁹⁾
- 2) サンクロア島港湾施設拡張計画（マンガン鉱）¹⁰⁾
- 3) ウィトバンクからの鉄道新設工事を含むリチャーズ湾拡張（石炭）¹¹⁾
- 4) 南アフリカ鉄鋼会社（ISCOR）の拡張計画¹²⁾
- 5) オレンジ河の開発プロジェクト（電力）¹³⁾

このような戦略プロジェクトにとって重要な日本の援助といたしますのは、1) 借款、2) 先き取り購入契約、3) プロジェクトの技術援助、4) プロジェクトに必要な機器、関連資材などが含まれています。

したがって、日本が投資しなくても、日本の商社は、事実上、南ア経済にとっては車輪の大きな歯車と同じ重要な役割りを演じているわけでありませう。

1976年以降は日本対南ア貿易は、以上の各種の開発プロジェクトで、いろいろの購入契約を結んでいるので、急膨脹するという驚くべき事実が、当委員会が、今直ぐに、注目していただくよう要望します。

南アの日本商社と新形式の投資

日本政府の既定方針としては、日本から南アへ投資することを禁止しています。けれども、私の見たところでは、南アにおける産業面でののかかわり合いは、ますます深くなってきています。その関係といたしますのは、日本が直接投資して全額出資の子会社（南アのGMやITT＝米国の国際電々公社、などのように）を設置するかたちではなく、日本の協力態勢は、もっと密着していて、実質的に充実しているように思われます。英米のやり方とちがって、日本の商社

は、南アの資本で、日本の計画立案、専門技術、場合によっては機器を供与して、合弁事業をやっているのであります。このような日本・南ア合弁事業は、そのほとんどが、いわゆる“バンツースタン”の“隣接地域”にあります。これがひいては、アフリカ黒人を都市から、みじめな指定保留地へ移住させる方針をとっている南ア政府に協力するかたちになっています。現在、南アで最大の販売会社になっているトヨタはベスコ投資会社（WESCO）との合弁事業であります。トヨタの専門技術が、トヨタの現地組立工場（ヨハネスブルグ株式取引所上場の）を成功させるには、必須要件でありますことは明白なのであります。¹⁴

しかし、トヨタの南ア現地組立工場が、アフリカ黒人労働者を搾取していることに対して、日本のトヨタ本社はほとんど関係がありません。ところが、アメリカの会社は、最低実効水準以上の初任給を支払うと約束しているのに、トヨタはこの最低の社会意識さえも持ちあわせていないのであります。トヨタはGMやフォードが支払っている初任給の65%（時間給38セント）しか支払っていません。この程度の賃金は、普通のアフリカ黒人の家計を支えるだけの貧乏線（PDL）よりも遥かに低いものであります。はっきりいいますと、日本の大企業であるトヨタは、南アのアフリカ黒人労働者を飢餓に追い込んでいるのであります。ダットサンのメーカーである日産の賃金もトヨタ同様であります。

議長／日本と南アとの経済関係について、概略ではありますが、以上いろいろと言及しましたのも、わけがひとつあったからです。というのは、南ア共和国の白人少数政権を強固なものにするような、あらゆる支援が、外交上でも、経済的、政治的にもせよ、ナミビア不法占拠の威力となつていますので、その支援のすべてを威力として、丹念に、綿密に検討する必要があるからであります。このような支援は、すべて、間接的ではありますが、南ア共和国のナミビア占領の手助けをし、助長するものであります。

議長／今日、ここで、世界キリスト教協議会、全米キリスト教協議会、日本キリスト教協議会の要請で、意見を述べる機会を与えられたことに深く感謝します。

有難うございました。

〔注〕

- (1) 「ウラン資源の解保」 鉱山 1973年12月号
通産省資源エネルギー庁電子力産業室 青木 信也
Johannesburg Star June 25, 1975
- (2) Johannesburg Star May 22, 1971
- (3) 日本経済新聞 Jan. 21, 1973
Johannesburg Star April 9, 1973
- (4) 朝日新聞 June 21, 1973
読売新聞 Aug. 19, 1973
- (5) Johannesburg Star June 6, 1973
" " July 10, 1973
- (6) Financial Mail Jan. 4, 1974
- (7) South African Financial Gazette June 21, 1974
- (8) Rand Daily Mail March 11, 1974
- (9) Financial Mail Jan. 18, 1974
- (10) South African Financial Gazette Feb. 1, 1974
- (11) South African Digest Oct. 26, 1973
- (12) Financial Mail Sep. 24, 1971
Financial Times (London) Feb. 25, 1971
Johannesburg Star Sep. 4, 1971
Rand Daily Mail Aug. 2, 1974
- (13) 日本工業新聞 Aug. 23, 1973
- (14) Financial Mail Aug. 27, 1971
Rand Daily Mail Feb. 28, 1974
Rand Daily Mail Aug. 30, 1974

南アフリカの現状

南アフリカの現状

エドウィン・オゲベ・オグブ（ナイジェリア）

国連アパルトヘイト委員会委員長

注： この論文は、1975年4月、アパルトヘイト特別委員会がタンザニアで開かれた
アフリカ統一機構臨時閣僚理事会に提出したものである。

論文は、国連諸機関の決議と活動について、過去2、3か月にみられた南ア政権の
外交を中心に、南アにおける最近の事態発展を再検討、分析したものである。まず第
1に全面的解放に対するアフリカ諸国の貢献を取りあげ、ついで、1969にOAUや国
連によって支持されたルサカ宣言、国連憲章の原則と世界人権宣言に従って南ア問題
の解決に協力するとのOAUと国連との決意についてのべている。

この論文は、独立付与宣言履行特別委員会のサリム・アマド・サリム委員長および
ルビア・ブウェザニ・バンダ国連ナミビア理事会議長との協議のもとに作成された。

も く じ

	頁
はしがき	30
南アフリカの孤立化増大	31
国連における事態の発展	32
国連専門機関における事態の発展	33
諸国家および諸機関による活動	34
新しい「対外政策」	35
アパルトヘイト内での調整	37
バンツースタン、カラード、インド人	38~40
スポーツ	41
「不要」な差別	41
労働者	42
黒人との「協議」	43
アパルトヘイト特別委員会の評価	44
弾圧と抵抗	45
黒人意識運動の弾圧	46
白人学生や牧師の弾圧	47
弾圧の二重目的	47
人民の抵抗	48
ナミビアとジンバブウェに関する発展	49
国連とOAUの立場	51
アパルトヘイト——世界の懸念事	52
「緊張緩和」と「対話」	53
国連とOAUとの協力	55

は し が き

過去1年の間に、南アフリカは力の均衡が南アフリカに不利なように変わったことを認めるようになった。

ポルトガル政府の交替、解放運動の指導のもとに行なわれたモザンビーク、アンゴラ人民の独立への動きは、プレトリア政権とイアン・スミス徒党、ポルトガル植民地主義者との「不聖同盟」を破壊し、その地政学的予想をくつがえしてしまった。さらに、プレトリア政権は国際的にますます孤立するようになった——孤立化は第23回O A U閣僚理事会（1974年6月、モカデシュ）の決定に従って、アフリカ諸国が国連やその関連機関でとった積極的な動きによるものであった。

こうした事態を深く懸念した南アフリカ政権は、直ちに新しい外交、宣伝攻撃をかけ始めた。彼らはアフリカの独立諸国との「緊張緩和」をうたい、協力と称して物質的誘惑をはかろうとしている。世界に対しては、南アでは今や改革が行なわれつつあり、ナミビアの独立も進んでいるし、ジンバブウェでの解決をものぞんでいると信じこませようしている。

しかし、事実をよく調べてみると、いわゆる南アの改革なるものは人種差別の撤廃を目的としたものでは全然なく、それは黒人による全面的平等と自由のための闘争から目をそらせ、トランスカイやその他のバンツースタンの独立を長びかせ、かつ南アが望んでいることを既成事実として世界に認めさせようとするものにすぎない。

南アフリカは現在入獄中の指導者を釈放することも、また入獄中や行動制限中、亡命中の人々の正当な代表たちと会談することも拒んでいる。そして「分離発展」政策からの逸脱行為はあってはならないと再確認している。分離発展とは強制的に人種を分離し、全国土の13パーセントにバンツースタンを設け、全人口の70パーセントを入植させることで、その制度のもとでは南ア国土の87パーセントにおいては何百万というアフリカ人が外国人として取扱われることを意味する。アフリカーンズの経済的、社会的改革もしくは改善は、全国土にお

ける平等の権利の否定された背景のもとに行なわれるのである。

ナミビアに関しては、南アフリカは同地域に対する国連の責任を認めることなく、単にバンツースタン化による解決を早めることに専心している。

ジンバブウェについては、イアン・スミス政権が大きな負担になりつつあることを認め、できるだけ自国に有利なように解決すべく努めている。

他方、南アフリカは人種主義や植民地主義反対の人々の分裂をねらった宣伝活動を積極的に進めている。こうした努力をいくつかの西欧諸国や新聞が助けている。

国連総会は、1974年12月16日の決議3324 (X X I X) によって、国連憲章やルサカ宣言の原則によって問題の平和的解決をはかるよう南ア政権に再度呼びかけるとともに、そうした解決のための前提条件を設定した。それと同時に、南ア政権に重要な変化がみられないことから、アパルトヘイト反対闘争をさらに強化するよう諸国政府をはじめ各種団体に呼びかけた。

南アフリカの孤立化増大

モザンビークやアンゴラでの解放運動の勝利やジンバブウェでの解放闘争の前進などによって、南アフリカはアフリカ南部自体においても孤立化し、それまで頼りとしてきた緩衝地帯を失なう可能性が出てきた。自由は南アと国境を同じくするモザンビークやナミビア国境のアンゴラにまでおしよせている。もはやスワジランドは人種主義国や植民地国に包囲されることがなくなった。こうした事態の発展は南アフリカの黒人を大いに勇気づけるものであった。彼らは、そこに何十年もの間残酷な抑圧政権と闘ってきた解放運動が、ようやく終りに近づきつつあることをみたのであった。

それと同時に、南ア政権は国連やその他の国際機関の場でますます孤立してきた。また、これまで慰めや信頼をよせてきた国々からも孤立するようになった。こうした孤立化は、これらの国々が新しい現実を認識するようになったこと、世界にみなぎる反人種主義世論が強くなってきたこと、アフリカ統一機構 (O A U) や国連アパルトヘイト特別委員会の外交活動が活発に行なわれてきたこと、などによるものであった。

国連における事態の発展

1974年の第29回国連総会では、初めて信任状委員会が南アフリカ代表団の信任状を拒否することに決定した。1974年9月30日、総会は賛成98、反対23、棄権14で信任状委員会の報告を承認した。

同日、「南アフリカが国連憲章と世界人権宣言の原則を常に侵害していることにかんがみて」、国連と南アとの関係を再検討するよう安全保障理事会に求めたアフリカ・グループの提案は、賛成125、反対1（南アフリカ）、棄権9（フランス、イラン、イスラエル、マラウィ、ニカラグア、パラグアイ、スペイン、イギリス、アメリカ）で採択された。手続き上のことから信任状の拒否には賛成しかねた多くの国も、この決議には賛成にまわった。この決議は、実態には、南アは国連に加盟する権利をもたないと宣言していると同じである。このような態度をとった国には、北欧諸国、ほとんどのEEC諸国、日本、オーストラリア、ニュージーランドなどが含まれる。この投票結果は、アフリカ・グループとその友好国にとっての大勝利であった。

南アの除名問題は、モガデシュでの閣僚理事会によって決定されたように、安全保障理事会でも取り上げられた。討議は、アフリカ諸国、非アフリカ諸国の参加をえて行なわれ、非常に印象深いものであった。その提案は決議採択に必要な多数を上まわる賛成投票をえ、西欧3か国は拒否権を行使せざるをえなかったほどであった。

重要なことは提案が否決されたことではない。それは予想されたことであった。オーストラリアやペルーの積極的な支持をはじめ、その提案が広い支持を受けたということが重要である。西側は大きな圧力を受け、有意義な変更が行なわれるようにその影響力を行使すると確約せざるをえないと考えたのであった。

それについて、1974年11月12日の総会で、議長は南アフリカは総会の作業に参加することができない、との裁決を行なった。この裁決は91対22、棄権19で支持された。こうしたことは国連史でもこれまでなかったことであった。

他方、10月3日、総会は、投票なしで、南アのアフリカ人民族会議とアザニ

アのパン・アフリカニスト会議の代表をオブザーバーとして特別政治委員会のアパルトヘイト問題の審議に参加させることに決定した。

総会はコンセンサスによってアパルトヘイト、ナミビア、植民地問題に関する一連の決定を行なうことができたが、それは南アフリカの唯一の同盟国であるポルトガルが、南アフリカを見捨てたからであった。したがって、第29回国連総会は、この重要な国際の場で、アパルトヘイトや植民主義反対の闘争に大きな前進を記録することができたのであった。

同じく重要なことは、安全保障理事会が、1974年12月17日、全会一致でナミビアに関する決議を採択し、南アの除名には西側諸国が拒否権を行使するだろうとの安心感さえも奪い取ってしまった。

国連専門機関における事態の発展

専門機関、とくに国連教育科学文化機関（ユネスコ）、国際労働機関（ILO）、食糧農業機関（FAO）、世界保健機関（WHO）は、アパルトヘイト特別委員会のイニシアチブやその加盟国の提案に従って、単に南アフリカを除名する措置ばかりでなく、自らアパルトヘイト反対運動を支持する措置をとってきた。

ユネスコは、イギリス・アパルトヘイト反対運動提供の資料に基づいて、南アフリカに関する教材用書籍を出版し、ILOは労働組合によるアパルトヘイト反対運動を奨励してきた。WHOはアパルトヘイトが健康に及ぼす影響について研究発表を行なった。これは世界各地で高い評価を受けている。FAOは南アフリカにおける土地所有制度の研究を行なうことに同意している。

その他のいくつかの専門機関も、UNDPのもとに、解放運動に対する教育、その他の援助計画を開始した。

とくに注目すべき点は、これまで西側の多数票や活動の技術的性質からあまり積極的な反アパルトヘイト活動を行なってこなかった機関が、アパルトヘイトの問題にますます関与するようになったことである。

1974年9月、南アフリカは国際通貨基金と世界銀行の総務会で議席を失なった。これは史上初めてのケースであった。これはオーストラリアとニュージーランドが

南アとの関係を断つことに決定し、その他のメンバーも同じく南アフリカとの取決めに入る意思を示さなかったからである。この敗北は「災害」であるばかりでなく、「屈辱」であると南アの新聞は報道した。

万国郵便連合は、あらゆる会議から南アを除名することに決定した。

他方いくつかの専門機関は、その会議に南アの解放運動を招請している。

諸国家および諸機関による活動

それと同時に、ますます多くの国や公的機関がより団結した行動をとるようになった。

たとえば、これまで南アと密接な関係をもっていたオーストラリアとニュージーランドが1972年より積極的に反アパルトヘイト運動を展開するようになった。イギリス政府は、1974年末に、南アが加入する唯一の軍事協定であるシモンズタウン協定を終らせることに決定した。1973年にはドイツ連邦共和国、1974年にはイギリスが、南アのナミビア統治は違法であると宣言した。また、日本、レバノン、メキシコ、オランダ、その他多くの国で、かなりの前進がみられた。

1973年以来、いくつかの西欧諸国はアパルトヘイト特別委員会の要請で、アパルトヘイトに関する提案、とくに政治犯の釈放や南アの宣伝を妨害する国連活動に関する提案を総会で行なったり、また提案するよう仕向けたりし始めた。アパルトヘイト犠牲者への援助基金への拠出も急速にのびている。西側諸国によるアフリカ南部に関する国連委員会のボイコットは、終わった。

他方アパルトヘイトの弾圧および処罰に関する国際条約が採択され、アパルトヘイト反対の闘争に新しい面が開けた。

また、とくに西側諸国において、一般市民によるアパルトヘイト反対運動が見られるようになった。南アとのスポーツ交歓試合もボイコットされた。労働組合によるアパルト反対運動は、1973年6月、ジュネーブで開かれたアパルトヘイト反対国際労働組合会議で大きな支持をえた。西欧諸国でのアパルトヘイト反対運動は、南アへの移住と南アとの協力を阻止することを目指して行なわれている。モザンビークとアンゴラの解放にともなって、多くの公的機関が南

アフリカ、ナミビア、ジンバブウェでの解放運動を支持する活動を強調するようになった。こうした運動はアパルトヘイト特別委員会、非植民地化特別委員会、ナミビア理事会の支持を受けている。

新しい「対外政策」

南アフリカ政権は、とくにポルトガルとFRELIMOとの協定や国連内の南アフリカ除名の動きなどから、西側の友好国からさえも見放されるのではないかと懸念するようになり、自国の軍事予算を50パーセントも増やし、孤立化の増大に対処する手段を熱心に求めるようになった。

南アフリカは、1967年に当時のフォルスター首相が提案し、1971年には崩壊してしまったはずの「対外政策」をいくつかの修正を行なって復活させた。スポーツ相のピエト・コーンホフ博士が11月11日に述べたように、「南アフリカが世界とうまくやっていくには、アフリカを通して行なう以外に道はない」ということに決定した。その結果行なうべき優先順位が変わった。

南アフリカは、次のことを行なって少なくともいくつかのアフリカの独立国によるアパルトヘイト反対政策を柔らげようとした。

- (a) ローデシア政権に囚人を釈放させ、アフリカ人指導者との交渉を行なわせるように努める
- (b) モザンビークとアンゴラの安全と開発に対するアフリカ諸国の懸念に応える
- (c) あるアフリカ国の経済危機につけこみ、経済援助を行なう。
- (d) 白人のアパルトヘイト支持者を説得するだけの時間をくれれば、黒人の悲惨な状態を改善すると確約する。

その主たる目的は、アフリカ諸国が地下の解放運動と武力闘争を支持することをやめさせることである。しかし、そうした約束も約束だけで終り、独立と平等に向ってはほとんど重要な前進が見られない。

南ア外相は、11月6日の演説で、3か国による拒否権行使で南アフリカの国連加盟が救われたことにふれ、南アフリカの除名に拒否権を行使した国でさえ

も南アフリカの人種差別政策には留保を行なっている、と述べた。「事態がいかに危険なものであるかを警告しないならば、それは私の職務怠慢となろう。今後どのくらいの間われわれは西欧諸国の支持に頼れるであろうか。」そして、南ア政権の白人支持者は、不要かついらたださせる人種差別措置を撤回することによって、アフリカ諸国がもつ人種政策についてのイメージを緊急に変える必要があることを理解すべきだと訴えた。

したがって、1974年10月以来のフォルスター首相の各種声明は、こうした戦略の一環として、国内の黒人に対する「不要な一刺し」を取り除くことによって、アフリカでのイメージを変えることを目的としたものである、と考えられなければならない。この戦略の実行に重要な役割を果たしたのが、情報局長官のエシェル・ローディ博士であった。このことはとくに重要である。彼はそのためアフリカ数か国を訪問した。宣伝機関は、フォルスター氏が平和に関心を抱く道理をわきまえた人であるとの印象を作り上げようと努力した。そして、白人の選挙人に改革を受入れさせるには善意が必要で、南アフリカ政権に圧力をかけるのは時期尚早であることを関係国政府その他に信じこませようと努めたのであった。

フォルスター氏は、大きな希望をもってその攻撃を開始した。11月5日、もし政治評論家たちが混乱を作り出さなければ、「半年や1年後にはわが国の立場は驚くほど変っているであろう」と彼は宣言した。

しかし、恐らく誇張された報道記事によって効果をあげた分野を別にして、彼は深刻な困難に遭遇したのであった。最初の6か月間に行なわれた攻撃をみれば、印象に残るような成功は何もなかった。

ジンバブウェでは、イアン・スミス政権は絶望のあまり、挑発的な態度をとり、調停官としてのイメージを打ちこわしてしまった。ナミビアにおいては、人民の抵抗が続き、彼の主張が偽りであることを示した。国民党が提案した他の「人種別グループ」との話し合いには、何らの反応もみられなかった。ナミビア人連合の分裂をはかる作戦は不発に終わった。1975年1月のオバンボでの選挙の際のいいかげんな方法は、スキャンダルとさえなったのであった。

南ア自身においても、アパルトヘイト措置の撤回については、ほとんど印象に残るようなことは行なわれなかった。フォルスター氏は、11月以来、バンツ

ースタンやその他のアパルトヘイト支持団体の「指導者たち」と何回かにわたって会合を開いたのであったが、彼らでさえもフォルスター氏の目的のためにだけ利用されることに抵抗したほどであった。

なぜなら、南ア政権は同国での人種差別を終らせる意思はまったくもっていなかったし、海外での抗議を南アの重要な行動に反映させるべきだとの要求があったとき、彼はそうした考えを全然もっていないことを認めたのであった。国内情報大臣のコニー・ムルター博士は、11月12日、他の国々との接触は「分離発展の枠組み」の中で行なわれるべきだと発表した。

「分離発展の政策全体を放棄せよとか、多数支配と多数統合を与えよとの要請は、分離発展の政策には全然関係のないことである。」

フォルスター氏自身も、11月16日、次のように述べた。

「黒人の全指導者に……云いたいことは、いつの日かあなたがたのために白人議会で1人1票方式の投票が行なわれるとの希望を抱かせる者があるとすれば、彼らはあなた方を迷わせているのであって、そのようなことは絶対にありえないのである。」

さらに重要なことはバンツースタン指導者たちでさえも何人かはフォルスター氏の新政策に対してほとんど好意を示していないことである。

フォルスター氏のリベリア訪問が報道されてから、ボブタツワナのバンツースタン指導者のチーフ・ルーカス・マンゴベは、2月19日、次のように述べた。

「フォルスター氏とその同僚たちは、まず第1に南アの黒人問題に緊急に取り組むべきである。」

レボウェのバンツースタンの指導者であるセドリック・パタウディ博士は、次のように述べた。

「フォルスター氏が、南ア国内の黒人政策を犠牲にして外交政策を行なっているとすれば、それはまことに不幸なことである……」

(ザ・タイムズ紙、1975年2月20日)

アパルトヘイト内での調整

南ア政権は、これまで黒人の地位改善に乗り出したことを世界に確信させるべく努めてきた。その宣伝によれば、アパルトヘイト（「分離発展」）の第1段階は、それぞれの人種グループ間のあつれきを取り去るための分離であって、消極的なものである。今始まった第2段階は、バンツースタンやカラード、インド人の地方自治体の発展をはかることで、積極的なものである。（全国土の7分の6の地域で）白人の同一性と白人支配の維持に不必要な措置は、この段階で撤回させることができる。

この政策は、しょせん平等を提供するものではない。それが意味することは、国土の分割であって、そこでは少数派の白人が同国の豊かな資源の7分の6を割当てられ、大多数の人々は残りの7分の1の土地で満足し、白人のお情けで生きてゆかなければならないことである。南アフリカのすべての黒人指導者や組織は、アパルトヘイト制度内で働くことに同意したほとんどの人々も含め、この南ア政権の申し出を拒否したのは当然である。

南ア政権やその友好国が盛んに宣伝してきた「改革」なるものは、それが同国内での圧力や国際的圧力の結果であって、平等に向って何らの意義ある進歩を意味するものでない。

バンツースタン

南アフリカ政権はバンツースタン当局にわずかの権限や財政援助を与え、彼らを独立させると申し出てきた。その目的は、チーフ（首長）や他のバンツースタン指導者の黙許や黙認のもとに、アフリカ人に国内での平等への権利主張を強制的にあきらめさせることであつた。

バンツースタンのほとんどは南アフリカの7分の1以下を占めるにすぎず、しかもあちこちに点在している。最近バンツースタンの統合が提案されているが、その提案のもとでさえも1つに統合されるのは小さなバソト・クワクワだけで、しかも100万のアフリカ人が強制的に移動しなければならない。そうしたバンツースタンのいずれも国家として育つことは不可能である。なぜならばバンツースタンの「市民」の大多数が、バンツースタンの外で生活しているからである。以下の表は、その現実を示すものである。

ホームランド	人種	地域 (ヘクタール)	ブロック数	バンツースタンの 人口 1970年 (1,000)	人種別人口 1970年 (1,000)	人口比率
トランスカイ	コサ	3,672,212	2	1,651	3,930	55.0
シスカイ		918,547	17 (4ブロックに統合)	510		
クワズールー	ズールー	3,144,421	48 (10ブロックに縮少)	2,057	4,026	51.1
レボワ	北ソト (またはセベディ)	2,214,086	15 (6ブロックに統合)	899	1,604	56.0
ベンダ	ベンダー	604,355	3 (2ブロックに統合)	239	358	66.8
ガザン・クールー	ジャンガーン (またはツオンガ)	667,292	5 (3ブロックに統合)	234	737	31.8
ボプタツワナ	ツワナ	3,754,018	19 (6ブロックに統合)	600	1,719	34.9
バソトクワクワ	南ソト (またはセジュシュ)	45,742	1	24	1,452	1.7
スワジ	スワジ	211,807	2	82	499	16.4

注： エンデベレ族のホームランド建設も計画されている（表には含まれていない）

独立を求めているのは、トランスカイのチーフ・カイザー・マタンジマ大臣だけである。独立目標は初め1979年と設定されていたが、今ではそれが早められ、1976年となっている。

1974年11月17日、他の8バンツースタンの長が共同声明を発表し、南アでの事態が変わったことにかんがみ、もはや独立を求める意思はないと言明した。彼らは、全アフリカ人は白人と同じ未来と同国の豊かな資源を共に享有する権利をもつものである、と述べた。

カラードとインド人

250万のカラードのために、南ア政権は、限られた権限をもつ「カラード人民代表協議会（CPRC）」を設置した。

さきの選挙では反アパルトヘイトの労働党が勝利をおさめたが、政府は敗れた候補者たちを協議会のメンバーに指名し、政府の云うなりになる行政官を確保した。これらの行政官は政府のお先棒をかつぐだけで、度重なる義務不履行から、1974年に不信任動議が出されたほどである。新しい選挙は1975年に行なわれる予定である。

労働党にボイコットされた1974年11月8日のCPRCの会議で、フォルスター氏は、完全な市民権と議会への代表を求めた労働党の要求を再び拒否した。そしてそれに代る白人の大臣とCPRC代表とから構成される「諮問閣議」の設立を申し出た。それはフォルスター氏を議長に、「互に関心ある問題すべて」を取り上げ、カラードの代表をいくつかの法定機関に分配するものであった。これらの提案は、政府は単に「閣議」のような言葉と遊んでいるにすぎないとして、すでにカラード指導者から拒否されていた。CPRCの独立メンバーであるロフティ・アダムズ氏は、これらの提案を「使い古しの陳腐なきまり文句」ときめつけている。

労働党の副党首であるディビッド・カリー氏は、政府は人種差別の恒久化をはかろうとし、その過程でカラードの助けを借りようとしているとのべた。フォルスター氏はカラードが人種分類委員会や集団地域委員会に参加することを望んでいる、と彼はのべ、この2つの機関は、「皮膚の色によってカラード人民

を差別するための公的機関」であるとのべた。そして、「これはわれわれの想像をこえるものであって、その提案はカラード人民に対する侮辱である」と付け加えた。

インド人60万人のために設置された南ア・インド人協議会は、一部1974年の選挙によって選ばれた。30人のうち15人のメンバーが選挙によって選ばれるが実際の権限はCPRCよりも限られたものである。フォルスター氏は、1974年11月にインド人協議会において、同協議会はCPRCの線にそって発展していくだろうとのべ、政府と対立することに警告を發した。

この協議会がインド人社会に関係ないことは、プレトリア政権のスポークスマンも認めるところである。

これらの2協議会がせいぜい人種別による地方自治体の機能をもっているだけである。

スポーツ

南アフリカのスポーツが国際的に孤立化してきたため、南ア政権は、黒人でもいくつかの国内や国際レベルでの競技会に参加できるようにその方針を改めた。しかし、クラブ・レベルでの人種混合のスポーツや人種混合チームが試合に参加することは、これまで通り禁止されている。

アフリカ人その他のスポーツ協会に対していくらかの財政援助が与えられているが、それもそうした協会が人種別に組織されており、しかも白人の協会に結びついている場合にかぎる。

多くの会員をかかえる非人種別スポーツ協会はこうした動きをきびしく非難し、引き続き世界の国々によるスポーツ交歓のボイコットを要請している。これらの協会指導者の何人かは公権喪失の宣告を受け、またパスポートの發給を拒否されている。

「不要な」差別

「不要な」差別撤廃の決定に関して南ア当局がとった措置について、これま

ではなばなしい宣伝が行なわれてきた。

「白人専用」という看板は取り下げられたが、差別は続いている。すべての人種に開放された場所も、2, 3か所ある。

1月にケープタウンのニコ・マラン劇場に黒人の入場を許可するとの決定が行なわれ、そのことは新聞の1面に大きく報道された。この劇場は1971年に市民の税金で建てられたものであるが、納税者にはもちろん黒人も含まれていた。しかし黒人の入場は禁止され、しかも黒人が入場できる同じような施設は他になかった。このことについては何人かのアフリカーナもそれはまったく不正であり、ケープ・タウンでの慣行に反するものであると考え、同劇場をボイコットしていた。

この劇場は今では全人種に開放されているが、他の州では今だに入場が制限されている。

労働者

これまでの2, 3年間に、アフリカ人労働者や鉱夫の賃金はかなり上ったが、それでも絶対賃金では白人労働者とアフリカ人労働者とでは大きく違う。

賃金の上昇は南ア政権の自由化の結果ではなく、多くの別の要素によるものである。

まず第1に、1972年以来、黒人労働者によるストライキの波が続いている。アフリカ人労働者によるストライキは不法であり、もし行なえば投獄またはリザーブへ強制送還されるにもかかわらず、公的発表によると、74年後半期だけでも135件のストライキが発生した。鉱山でも、警官による残虐な仕打ちが待っているにもかかわらず、ストライキが次々と行なわれている。

アフリカ人労働者がアパルトヘイト経済のアキレス腱であることには変わりなく、政権は弾圧だけでは民衆ストライキに対処することができない。

第2に、各種のアパルトヘイト反対グループが南アフリカでの外国投資にも反対運動を起すので、外国企業も労働者の賃金状態を改善せざるをえなくなってきた。

第3に、南アフリカは深刻な白人熟練工不足に直面しており、事態は移住に

よっても改善されない状態である。したがって、何人かの黒人は、白人に比べて賃金は低い、熟練または半熟練職へ昇進した。

第4に、隣国からの出かせぎアフリカ人労働者に大きく依存する鉱山は、レソトやマラウィの行動やモザンビークの行動の予測などから生じる労働不足に直面している。したがって、鉱山主たちは、賃金を上げて国内からの労働者を集めなければならなかった。

また、国外での反アパルトヘイト・グループが、南ア製品は奴隷労働によって作られたものだと理由で、南アからの輸入を阻止する法的行動をとった結果、南ア政権も抑圧的立法措置の改正をはからなければならなかった。しかし、アフリカ人労働組合については依然としてかたくなな態度をとり、それを認めようとしなない。

黒人との「協議」

フォルスター首相は、人民の偉大な指導者の釈放を拒否し、全アパルトヘイト反対者の弾圧を続ける一方、アパルトヘイト支持組織の指導者との会合を行ない、黒人との協議を続けていると主張してきた。

この点について思い出すことは、この政権は過去にアフリカ人民族会議からの請願を受けることさえ繰り返し拒否してきたということである。もし同政権が、甘言に誘惑され、または弾圧によって脅迫された、政府の云いなりになる黒人に会っているとすれば、それは単にバンツースタン政策を履行し、世界を欺くためであるにすぎない。

しかし、バンツースタンの指導者たちでさえ、自分たちの苦境を認識している。彼らは1973年11月に会合を開き、各バンツースタンを統合する連邦制政策について合意に達し、その後政府から発言の機会をえるためにできるだけ一致した行動をとり始めた。彼らは、一部には強い世論の圧力を受けて、人民の悲しみについて発言しなければならないと考えたのであった。

首相との会合は南アの将来について協議する場ではなく、家来がアピールを行ない、主人が決定を与えるための機会のようなものである。たとえば、バンツースタンの土地拡大や都市域でのアフリカ人権利の要求は、すべて即座に拒

否されてきた。

1月22日に行なわれたフォルスター氏とバンツースタン指導者の「協議」は、このことを明白に物語っている。

1. 彼らは政治犯の釈放を要求したが、フォルスター氏は拒否した。
2. 彼らは都市（リザーブ以外の地域）での限られた財産権の復活を要求したが、借地権を検討することに同意しただけであった。
3. 彼らは都市に住むアフリカ人の一連の苦情を申し立てたが、彼らがえたのはパス法制度の「改組」やアフリカ人居留地でのアフリカ人商人に加えられている制限を緩和することを検討するとの約束だけであった。

翌日、彼は「カラード」指導者に会ったが、カラードの与党である労働党は、会見は無駄であるとしてボイコットした。

チーフ・ブテレッツィが、11月18日、「黒人としてのわれわれは、弾圧のための化粧品として利用されることに我慢できない」と宣言したのは、この種の協議についてのことであった。

アパルトヘイト特別委員会の評価

国連アパルトヘイト特別委員会は、これまでの発展を省りみて、白人社会とその指導者たちはこれまでの方針を今後も維持することはできないことを認識し始めたが、今だに平和的、恒久的解決のための最低の前提条件さえも受入れる用意ができていない、との結論に達した。特別委員会委員長は、1974年11月8日、次のように述べた。

「彼らは、飢餓線以下の給料に甘んじているアフリカ人労働者の賃金を引き上げたいと云っている。確かに、世界は黒人労働者の賃金上げを歓迎する。

「彼らは、人口過剰のアフリカ人リザーブに対する投資を増やす計画である。リザーブでは人々がみじめな生活を強いられている。確かに世界はこうしたリザーブでの生活状態が改善されることを歓迎する。

「彼らは、やはり人種差別の対象であるインド系住民やカラードに何らか

の譲歩を行なうことを考慮している。確かにわれわれは南アフリカにおけるこれらの両住民社会の状態を改善することには反対はしない。

「しかし、これらの改革すべてはアパルトヘイト制度の安定化と強化を意図して行なわれるものである。また、黒人の分割をもねらっているように見える。南アフリカ政権はこれらの改革について語る一方、アパルトヘイトに全面的に反対し、かつアパルトヘイト支持団体との連携を拒む黒人組織の指導者に対しては抑圧を強化している。

「南アフリカ政権が行なおうとしていることは、自分たちが好ましいと考えるいわゆる黒人指導者に、アパルトヘイトを受諾させる見返りとして、いくつかの譲歩を行なうことである。われわれはそのような人々の名前さえも知っている。

「われわれにはこうした作戦を拒否する以外に道はなく、またそうした作戦は絶対に成功することはないものと確信している……

「1960年のシャープビル虐殺後、南アフリカ政権は、安全保障理事会をも無視して、南アフリカの 아프리카人民族会議やアザニアのパン・アフリカ人会議を禁止すると同時に、人民の指導者への弾圧をも強化するなど、対立と戦争の道を選んだ。もし南アフリカの白人が平和を望むならば、彼らは、これまでの道を引き返さなければならない……

「白人社会とその指導者が現在の道を進むかぎり、国際社会にはアパルトヘイト撤廃のために集団的行動をとること以外に道はない。われわれはまず第1に暴力の危険を最小限にいとめるために、努力を倍加して武器禁輸の実施に努めなければならない。われわれは経済その他の圧力をさけて、白人社会に現在の相衝突する道が続けることは不可能であることを理解させなければならない。そして、解放運動が、武力闘争も含め、あらゆる選択手段によって自由のための闘争が続けることを全面的に支持しなければならない。」

弾 圧 と 抵 抗

シャープビル虐殺事件以来、国連やアフリカ統一機構（OAU）は数々の基

本的要求、たとえば弾圧の中止、アパルトヘイト反対理由で入獄中または行動の制限を受ける人々の釈放、政治亡命者の特赦などの要求を行なってきたが、南ア政権はこれらをすべて拒否し続けてきた。解放運動が地下にもぐって武力闘争を続けているのは、合法的かつ平和的闘争手段がすべて拒否されたことによるものであることを、国際社会はよく認識している。

それに対して、南ア政権はその道を引き返さないばかりか、国内での抵抗運動が継続強化されていることもあって、アパルトヘイト反対者に対する弾圧をますますきびしくするようになった。

黒人意識運動の弾圧

過去2年の間に、とくに南アフリカ学生機関（SASO）や黒人会議（BPC）のような「黒人意識」グループに対する抑圧が非常にきびしくなった。

2、3年前にこれらのグループが形成されたとき、南ア政権は、黒人グループの活動がアパルトヘイト反対者を分裂させ、しかも人種分離の正当化に役立つかも知れないとの希望を抱いて、これらのグループを黙認していたように思われた。しかし、まもなくこれらのグループが、アパルトヘイト制度の反対を旗印に、種族に関係なくアフリカ人、カラード、インド系人民すべてを統一することに効果的であることがわかった。黒人の学生や若ものは、あらゆる合法的機会をとらえて、とくに都市域における黒人の意識を目覚めさせ、アパルトヘイト支持団体を信用しないようにする運動を進めてきた。

そこで政府は大学から除名、きびしい公権喪失命令、辺りなりザーブへの強制送還、その他によってこれらのグループの活動家を悩まし始めた。しかし、運動を弾圧することには失敗した。

モザンビークに関するポルトガルとFRELIMOとの協定は、暫定政府にFRELIMOを参加させるものであったが、この協定は南アフリカの黒人すべてに大きな影響を与えた。SASOはFRELIMO創設10周年を記念し、新モザンビークに対する政府の態度を試すための集会を呼びかけた。この集会は開かれる寸前になって政府によって禁止されたが、開催予定地には何千という人々が集まった。

そこで政府は黒人意識運動の指導者40人以上も拘禁し、何か月もの間家族や弁護士にも会わせなかった。多くの人が国家の証人となることを強いられて、残酷な暴行を受けたとの報道があった。結局は数多くの抗議が行なわれた結果、1月、全拘禁者のうちわずか12人が悪名高い「テロリズム法」のもとに提訴された。テロリズム法は最低5年の禁固刑、最高死刑を規定したものである。裁判は延期され、4月21日に開かれる予定である。

他方、2月以来拘禁者の数はさらにふえたとの報道があるが、詳細については分らない。それは政府がテロリズム法のもとに独房に監禁されている人々についての情報を全然発表しないからである。

白人学生や牧師の弾圧

弾圧の矢おもてに立たされているのは黒人意識運動であるが、南ア政権は白人のアパルトヘイト反対者、とくに学生と牧師に対してもきびしい態度をとってきた。

南アフリカ学生民族連合(NUSAS)の多くの指導者は、きびしい公権喪失命令に服している。NUSASは、1974年、黒人医学生のための奨学金など、海外から福祉活動のための寄付を受取ることを禁じられた。さらに反アパルトヘイト学生運動を弾圧する立法措置が検討中である。

キリスト教協会の指導者は、非暴力をつらぬいているにもかかわらず、アパルトヘイト反対のために迫害を受けてきた。そして、ついに1974年12月その指導者で著名なアフリカーナの神学者であるベイヤーズ・ナウデ牧師は、パスポートを没収された。

弾圧の二重目的

こうした弾圧の目的は単に反対者を脅迫し、黙らせ、弾圧するだけでなく、2、3人の黒人のアパルトヘイト協力者を黒人のスポークスマンとして、彼らに世の注意を向けさせることである。

政府は、カラードの労働党の指導者であるソニー・レオンやベイヤーズ・ナ

ウデ牧師のように、何人かの南アでの外国企業反対者のパスポートを没収しているが、たとえアパルトヘイトには批判的であっても、対南ア制裁の反対者にはパスポートを与えている。政府は、アパルトヘイト反対運動を座折させるために、南アとの対話や協力を支持する者の国外旅行を奨励している。こうした好ましい黒人の多くは、西欧の報道やテレビでアパルトヘイト反対運動に反論し、自分たちは西欧諸国における解放運動の友人のためではなく、黒人のために発言しているのだと主張した。国連アパルトヘイト特別委員会や解放運動は彼らの活動を妨害し、アパルトヘイト運動を弁護し、一般大衆に真実を知らせるべく努めてきた。

人民の抵抗

南アフリカ情勢のもう1つの主な特徴は、長い間課せられてきた抑圧のきびしい試練にもかかわらず、アパルトヘイトに対する人民の抵抗が続いていることである。黒人指導者や他のアパルトヘイト反対者に対して常時行なわれる裁判は、闘争は新しい形で、しかも投獄された人に代る新しい指導者のもとに続けられていることを物語るものである。

現在の黒人の心情を表わしているのが、主に黒人の牧師の主催のもとに、1974年12月15日から17日まで全国から300人以上の代表を集めてハマンズクラーレで開かれた黒人ルネッサンス大会の決議である。これらの決議が示していることは、教会、学会、スポーツ界をはじめバンツースタンから集まったすべての代表が、全員一致でアパルトヘイトおよびアパルトヘイト支持団体に嫌悪を抱いていることであった。彼らはすべての政治犯、拘禁者、公権喪失者の釈放を求め、あらゆる形の抑圧や搾取から自由な、統一民主主義南アフリカの建設を求めた。そして、南アフリカの法定化された人種主義は世界平和に対する脅威であると宣言し、世界のすべての国に対し、「既存の人種主義政府やすべての人種主義団体に対して文化的、教育的、経済的、人的、軍事的支持を与えない」よう呼びかけた。

南アの穏健派によって開かれた会議で採択されたこれらの決議は、黒人が南アの現情勢のもとで表現しうる意見のほとんどを代表するものであるように思

われる。

会議終了後に回付された文書のなかで、その運営委員会は、バンツースタンにおける民族別組織のいずれも、アフリカ人民族会議やパン・アフリカニスト会議の禁止によって作られた政治的指導の空白を埋めることはできない、とのべた。

「分離主義の政治は会議で全面的しかも無条件に拒否されたので、その拒否の意味することは明白である……。確かに「緊張緩和」が暫次アザニア領においてもみられるようになっても、「アパルトヘイトの主唱者」が黒人を代表するようになると期待することはできない。なぜなら、黒人はこれらの人たちをはっきりした言葉で否認しているからである。」

ナミビアとジンバブウェに関する発展

1974年12月17日に全会一致で採択された決議 366 (1974) のなかで、安全保障理事会は南アフリカに対し、(a) 国連の決議および国際司法裁判所の勧告的意見に従うと宣言する (b) 国連の援助のもとに、ナミビア人民に権限の移譲に必要な措置をとる、ことを要求した。さらに、権限の移譲が行なわれるまで、暫定措置として以下のことを南アフリカに要求した。

- 「(a) 精神、慣行において、全面的に世界人権宣言の規定に従う。
- (b) 犯罪の嫌疑または裁判を受けていようと、もしくは告訴なしに拘留されていようと、また拘禁先がナミビアであろうと、南アフリカであろうと、いわゆる国内治安法違反のために禁固または拘禁されている人々を含め、すべてのナミビア人政治犯を釈放する。
- (c) ナミビアにおいて、あらゆる人種的に差別的な、政治的に抑圧的な法律および慣行、とくにバンツースタンおよびホームランドの適用を廃止する。
- (d) 政治的理由から現在亡命中のすべてのナミビア人が、逮捕、拘禁、脅迫もしくは禁固の危険にあうことなく、自国へ帰れるよう十分な便宜を無条件に与える。

南ア政権はこの全会一致の決議に従う意向を全然示さないことから、5月には安全保障理事会と南アフリカとの対決は避けられないかも知れない。

最近の南アフリカの作戦は、国際司法裁判所の勧告的意見やナミビアに対する国連の責任、ナミビア理事会に付託した責任とを国連に忘れさせようとするのであった。しかし、南アフリカのナミビア占領の非合性はほとんどすべての国の認めるところとなっており、これまでのところその作戦は成功していない。

それと同時に、南ア政権はバンツースタン問題の解決をはかるために、強制送還、むち打ち、拷問、拘留をはじめオバンボの選挙でみられたような買収などに訴えるようになった。しかし、こうしたことは事態の深刻さに対する国際的認識を高め、解放運動への支援増大を招いたにすぎなかった。最近いくつかの米国企業がナミビアから撤退したことは、このことを如実に物語るものである。

1月8日、OAUのアフリカ解放調整委員会において、国連ナミビア理事会議長のルピア・B・バンダ氏は、次のように述べた。

「南アフリカは今やその立場を明らかにし、国連の決定を受け入れかつ国際司法裁判所の勧告的意見を尊重するとともにナミビアの不法占領を直ちに終らせると、卒直に述べなければならない。この厳粛な宣言以外のものはいかなるものであれ受け入れることはできない。……南アフリカは世界のすべての地からあらゆる形の抵抗や圧力を受けることになる、ということを確認すべきである……」

「アフリカ南部の政治情勢が急激に変わり、南アフリカの要塞もついに陥落しつつあるが、南アフリカが時と機会をとらえ、ナミビアの非合法的行政を放棄し、またオバンボランド「バンツースタン」でのいんちき選挙をやめることがわれわれの願いであり、希望である。そのような選挙は、国際地域をいわゆる「バンツール・ホームランド」に分割することを求めるアパルトヘイト政策の拡大にすぎない。」

南アフリカ政権はこうした道をとる意向が全然ないことに留意するだけで十分であろう。

ジンバブウェに関しては、南ア政権が単なる第3者でないことが思い出されるかも知れない。南アフリカは同地域に自国の保安隊を派遣することによって侵略行為をなし、また対スミス政権に関する国連安全保障理事会の強制的な制裁決定をも無視した。今までのところ、国境線から軍隊を撤退させただけである。

結 論

南アフリカのアパルトヘイトに関しては、ナミビアやジンバブウェに関すると同様、国連やOAUの立場はほとんど同じである。そればかりでない。国連とOAUはアフリカ南部問題の解決に積極的に協力すると誓っている。そうした協力は、この時期には必要欠くべからざるものである。

国連とOAUの立場

南アフリカについては、国連とOAUは共に、同国のすべての人民が人種または皮ふの色による差別を受けることなく完全な平等を享受すべきだとの原則を支持している。両機関は南ア政権に反対しているが、それは同政権が単に白人の政権であるばかりでなく、人間の平等と民族自決の原則を否定し、そのかい滅に闘っているからである。

国連とOAUの双方は、南アフリカの将来は、南ア人民——黒人と白人——が平等の立場で決めるべきだと考えている。紛争の主要当事者は、一方は人種主義政権とその支持者で、他方は民族解放運動に率いられた被抑圧人民と他の人種主義反対者である。平和的解決への鍵は、双方の当事者が交渉によって南ア人民が自国の運命を決定できるようにすることである。

それと同時に、国連とOAUは、アパルトヘイト政策と慣行は平和への脅威となるものだとして、とくに深い関心をよせている。両機関ともこの平和への脅威を取り除くとともに、南ア政権が人間平等の原則を受け入れるまで、人種主義の犯罪に対する被抑圧人民の合法的闘争を援助する義務を有するものであ

る。

国連とOAUはこれまで南ア問題の平和的解決を促進する希望と意思があることをくり返し宣言してきた。

ルサカ宣言は、次のように述べている

「われわれは暴力を肯定するものではない。われわれが主張していることは、アフリカの抑圧者が加え続ける人間の尊厳に対する暴力を終らせることである。もし解放に向って平和的進歩が可能であるなら、またもし環境の変化によってそのことが将来可能となるのなら、われわれは現在抵抗運動に従事している兄弟に、たとえ変革の時期について何らかの譲歩を行なうにしても、平和的な闘争方法を採用するよう訴えるであろう。しかし、平和的進歩が、現にアフリカ南部の諸国家で権力の座にある人々の行動によって妨げられるのであれば、われわれに残された道はただ1つ、それは抑圧者と闘うこれらの地域の人民にできるだけ支援を与えることである」

平和的変革へのすべての道を閉ざし、人種主義反対者に過酷な弾圧を加えて自ら暴力の道を選んだのは南アフリカ政権であった。解放運動が地下にもぐり非暴力の姿勢をあきらめざるをえなくなったのは、何十年にもわたって行なわれた非暴力闘争の結果であった。この非暴力闘争がシャープビル虐殺事件で最高潮に達し、解放運動の禁止となっていたのであった。また、アフリカの他の国々が対南ア政権への制裁を求め、かつ解放運動への精神的、物質的援助を与えるよう呼びかけたのは、そのとき以来のことで、しかもプレトリア政権に繰り返しアピールを行なった後のことであった。

南ア政権の非妥協的態度にもかかわらず、国連とOAUは同政権に平和的解決をはかるよう要請し続けるとともに、援助やあっせんを申し出てきた。両機関が要求してきたことは、人間平等の原則の受諾、政治犯の釈放、人民の大多数の真の指導者や代表との交渉、だけであった。

アパルトヘイト——世界の懸念事

国連とOAUの態度が正しいことは、世界のすべての地で両機関に対する支援が高まっていることにも反映されている。多くの国の政府は、多少の犠牲をしてまでも対南ア制裁にふみきり、アパルトヘイト犠牲者や解放運動にかなりの援助を与えてきた。多くの公共団体は、とくに西欧諸国を中心に、アフリカ人の願望の実現に多大の努力を行なってきた。こうした世界的な支援は、解放のために闘う南ア黑人にとって非常に重要なものである。

この反アパルトヘイト統一行動を維持強化するために、国連とOAUは両機関の共通の政策である基本的原則を常に繰り返すとともに弁護しなければならない。混乱を招き、その統一行動を乱すいかなる行動、——とくにこれらの原則を守るための犠牲となっている多くの国や組織を混乱させるような行動——は、阻止されねばならない。

「緊張緩和」と「対話」

最近の南アフリカの動きに関連し、南アとの対話に関するこれまでの経験を思い起すことも妥当なことであろう。

1960年から1961年にかけて行なわれたダグ・ハマーショルド故国連事務総長と南アフリカとの対話からは、何の成果も生まれなかった。南アフリカは、シャープビル虐殺事件によって引き起された世界の怒りを鎮めるための時間をかせぐためにその対話を利用したのであった。

南ア政権は、隣りの植民地域で武力闘争が始まると、対話のための運動——今度はアフリカ諸国との対話——を開始した。この運動は、1970年にはさらに強められた。それは、この年に、OAU議長が南アとの軍事その他の協力を終らせるために西欧諸国を訪問し、南アフリカがそのために懸念するようになったからであった。

1971年6月に開かれた第17回通常会期で採択された宣言のなかで、OAU閣僚理事会は、アフリカの独立諸国と南アの人種主義少数政権との対話を求める提案は、「アフリカ諸国家の分裂をはかり、世界の世論を混乱させ、南アフリカを国際的排斥と孤立から解き放ち、かつアフリカ南部における現状維持を受諾させるために同政権とその同盟国が行なう1つの作戦」である、と述べている。

そしてその当時は、「意義ある対話のための基礎」が存在していなかった、と宣言した。さらに重要なことに、同宣言は対話のための条件を次のように規定している。

1. 南アフリカの被隷属人民がその合法的かつ固有の権利を獲得できるようにし、ならびにルサカ宣言に従ってアパルトヘイトの廃止を目指したものの以外の対話はすべて拒否する。
2. 対話は南アフリカの少数人種主義政権と彼らが抑圧、搾取、弾圧する人々との間においてのみ行なわれなければならない。
3. また、加盟国がとるいかなる行動もOAUの枠組みのなかで解放運動との十分な協議のもとに行なわれなければならない。

この宣言は、いかなる意味においても、国連の決議に従ってとった重要な政策の変更について国連や世界に報告する機会を南アフリカから奪うものではない。

まさしく、国連安全保障理事会は、1972年2月、南ア政権、ナミビアの解放運動、その他の関係当局と接触し、ナミビア問題の公正かつ平和的解決の可能性を探る権限を事務総長に与えたのであった。その後の1年以上にわたる接触の結果、安全保障理事会は南ア政権の非妥協的な態度と作戦のために、事務総長による接触は無益であるとの結論に達した。

最近、南アフリカは孤立化が深まるにつれてその姿勢を「緊張緩和」と「対話」に変えようとしてきた。しかし、これまで述べてきたように、その政策や行動に取るべき変化がみられたとの証拠は何もない。南ア政権は、人種差別の放棄や政治犯の釈放、また人民の正当な代表との交渉開始の意思があることを全然示していない。

南アフリカの現在の動きの目的は、アパルトヘイト問題から世界の注意をそらせ、孤立化を阻止し、国連が提唱する国際的な反アパルトヘイト運動を分裂させ、かつその軍事施設を増強し、南アフリカでの反アパルトヘイト抵抗運動の復活を押えつけ、バンツースタン計画を強化するための時間を稼ぐことであることは明らかである。

国連とOAUがすでに明らかにしてきたように、南アにおけるアパルトヘイト

トに関するいかなる意義ある「緊張緩和」または「対話」も被抑圧人民とその解放運動とともに始められなければならないことを、南アフリカ政権にはっきりと理解させなければならない。ナミビアに関する交渉は、同地域に対する責任を負うことになった国連と同地域人民の正当な代表として世界が認める解放運動と行なわなければならない。

国連とOAUとの協力

事態に意義ある変化がみられないため、国連は、各国政府や国際機関との協力のもとに、アパルトヘイト撤廃の努力を強化してきた。こうした努力を成功させるには、国連とOAUとの協力が絶対不可欠である。

国連総会は、以下の事項を実現するための国際行動をさらに促進するようアパルトヘイト特別委員会に要請した。

- 一対南ア武器禁輸と南アフリカとの軍事協力を廃止する。
- 一南ア政権に外交、経済、その他の制裁を加える。
- 一南アフリカへの移住を停止する。
- 一南ア政治犯を釈放する。
- 一南ア政権をはじめアパルトヘイトを行使する団体や機関との文化交流、スポーツ交歓、その他の交流を中止する。
- 一バンブースタンを非難する。
- 一アパルトヘイト犠牲者および解放運動へ援助を与える。
- 一アパルトヘイト反対情報を普及させる。

特別委員会は、その任務の遂行にあたって、これまで世界の多くの国の政府や公共団体との接触を積極的に進めてきたし、OAUや同委員会会議にオブザーバーとして参加する南アの解放運動とも密接な協力関係を維持してきた。委員会は、情報と意見の交換のために、OAU諸機関の会議に出席できることを感謝している。

特別委員会は、現段階における共通の反アパルトヘイト闘争のためにOAUとの協力をさらに密接にするいかなる提案をも歓迎する。

とくに以下の事項に関する協議と調整の方法に注意を向けるべきであろう。

a) 反アパルトヘイト行動の促進のために各国政府や政府間機関、会議に使節団を派遣する b) 世界の各地で一般市民によるアパルトヘイト反対運動を奨励する c) アパルトヘイトの残忍性、被抑圧人民や解放運動による自由と平等の闘いの正当性、アパルトヘイト撤廃のための国際行動に関する情報を広める。

特別委員会は、特別委員会の度重なるアピールにもかかわらず、南アとの軍事、経済、外交協力を継続、強化する国家に対してOAUがとってきた行動に感謝している。

さらに、すべての国が強制的に対南ア武器禁輸に協力し、かつ南アフリカ移住の禁止または思いとどませるためにOAUがとるいかなる緊急行動をも歓迎するであろう。

国連南アフリカ信託基金

国連南アフリカ信託基金

「南アフリカ政府が、国連の求める和解の道を進むことなく、人類の平等の原則に基づく解決を求めようとしないかぎり、またこれまで以上のきびしい抑圧措置でもってアパルトヘイトの適用を図ろうとし続けるかぎり、信託基金を通して、またその他の適切な手段を通して、アパルトヘイトの犠牲者に援助の手を差しのべるのは、国際社会の義務である。」

オロフ・リドベック（スウェーデン）

国連南アフリカ信託基金受託者委員会委員長

注： 国連南アフリカ信託基金は、1965年、南アフリカ、ナミビア、南ローデシアのアパルトヘイト、人種差別の犠牲者に人道的援助を与える目的で設置されたもので、次のような目的をもつ任意団体やその他の適切な機関に補助金を与える (1) 南アフリカ共和国の抑圧的、差別的立法措置のもとに迫害を受ける人々に法的援助を与える (2) そのような迫害を受ける人々やその家族を救済する (3) そのような人々や家族を教育する (4) 南アフリカ共和国からの難民を救済する (5) ナミビア、南ローデシアでの抑圧的、差別的立法措置のもとに迫害される人々やその家族へ援助を与える。

信託基金は、各国政府、団体、個人からの自発的拠出金でまかなわれ、拠出額は、1975年4月15日現在、利子も含めて321万8,199ドルである。他方、この信託基金からの補助金額は、285万3,400ドルにも達した。

信託基金への寄付は、小切手に「United Nations Trust Fund for South Africa」と書き、United Nations, New York 10017, United States of America」に送ること。

「人種差別の反対者も含め、南アフリカのすべての被抑圧人民に適切な援助を与えることは、国連の目的と原則とにかなった、国際社会の義務である。世界のすべての地域の国々や人民から与えられる援助は、国際社会の懸念を表明する明確かつ効果的な手段であるばかりでなく、人種差別による苦しみと憎悪の増大をうち消すことにも役立つであろう。」

国連アパルトヘイト特別委員会レポート（1965年）

国連南アフリカ信託基金は、南アフリカやナミビア、南ローデシアの人種差別反対者が受ける弾圧を国際社会がいかにか懸念しているかを反映するものである。

過去20年間にわたって他の国々の自発的基金や団体が、南アのアパルトヘイト犠牲者に援助を与えてきた。1952年の不正法律反対運動中に行なわれた何千という人々の投獄、1956年から1961年にかけて「反逆罪」の名のもとに行なわれた156人の著名指導者の裁判、そして1960年のシャープビル虐殺事件、これらはすべて海外での数多くの人々の良心を目覚めさせ、彼らはこうした弾圧の犠牲者に法的弁護を与え、またその家族に援助を与えるために寄付を行なうという形で彼らの懸念を表明した。

1963年、人民の抵抗とそれに対する弾圧が拡大し、南ア政府が、アフリカ人民族会議やパン・アフリカニスト会議のような禁止団体の参加者または支持者として何千という人々を投獄または行動を制限した。そのとき、こうした被抑圧者を助けるには資金が十分でないことが判明した。国連アパルトヘイト特別委員会は、多くの家族が直面している深刻な困難に総会の注意を喚起し、人道的立場から国際社会はアパルトヘイト反対のために南ア政府から迫害を受けているすべての人々の家族に救済、その他の援助を与えるべきだと提案した。それに応じて総会は、1963年12月の決議1978 B（X V I I I）によって、そのような人道的援助は国連の目的と原則に一致するものであると宣言し、加盟国や諸団体に対し、その目的のために寛大な拠出を行なうよう訴えた。

この決議とそれに続く特別委員会のアピールに応じて、1965年末までに11か国の政府がおよそ30万ドルを防衛援助基金、世界キリスト教協議会、アムネスティ・インターナショナルに拠出すると発表した。

信託基金の設置

1965年12月15日の決議2054 B (X X) で、総会は、特別委員会の勧告に応じて、事務総長に対し、増大する必要に応じられる十分な拠出を得られるように、国連南アフリカ信託基金を設置するよう要請した。特別委員会は、世界のすべての地域の国や人民から与えられるそのよう援助は、国際社会の懸念を明確かつ効果的に示すばかりでなく、人種的苦しみや憎悪の増大をうち消すのにも役立つであろうと強調した。

1970年には信託基金の範囲も拡大され、その目的のために受取る追加拠出の額に応じて、南アばかりでなくナミビアや南ローデシアで抑圧的、差別的な立法措置のために迫害を受ける人々にも援助を与えるようになった。

受託者委員会

信託基金に対する拠出の促進をはかり、信託基金の利用を決定し、南アフリカのアパルトヘイト政策の犠牲者への救済、援助を行なう関係任意団体の活動の協力、調整を促進する目的で、総会は受託者委員会を設置した。委員会は、チリ、モロッコ、ナイジェリア、パキスタン、スウェーデンの指名する5人のメンバーから構成される。現在のメンバーは、次の通りである。

オロフ・リドベック氏 (スウェーデン) 委員長

エドウィン・オゲベ・オグブ氏 (ナイジェリア) 副委員長

イクバル・アクウンド氏 (パキスタン)

イスマエル・ウエルタ氏 (チリ)

ドリス・スラオウイ氏 (モロッコ)

委員会のメンバーは、政府の任命にもかかわらず、個人の資格で任務を遂行する。

その方針と手続き

信託基金の補助金が与えられるのは任意団体や難民の受入れ国、その他の適切な機関であって、個人や家庭に直接与えられることはない。また、任意団体がその活動にあたって自由裁量と柔軟性を維持できるように、補助金は信託基金の付託条項内の目的のために与えられ、特定のケースや家族に対しては与えられない。補助金の割当てを行なうにあたっては、受益団体の必要額や他の機関からその団体に与えられる資金額などが考慮される。

この基金の目的は、任意団体の資金源を補助することである。したがって、委員会は信託基金への拠出を求めると同時に、そのような団体に直接寄付することも奨励してきた。

委員会は、信託基金供与の補助金が総会設定の人的目的のために厳格かつ効率的に利用されるようにする手続きを採択している。団体に補助金を与えるに先だち、委員会はそのスポンサー、救済援助に関する諸活動、会計その他の手続きを考慮に入れる。補助金を受ける団体は、その補助金を定められた目的のために利用し、かつその利用について受託者委員会に報告し、国連事務総長や国連の会計検査委員会の求めに応じて財務諸表を提出する。

人道的援助の調整をはかるために、委員会は、この任務に従事する任意団体や国連難民高等弁務官、抛出国政府との接触を密にしている。

任意団体が南ア人種差別やその家族に援助を与えることは難しいので、委員会は慎重に行動し、その補助金の詳細は公表しない。しかし、委員会は補助金が適切に利用されるよう最善を尽しており、抛出国政府には情報を提供する。

価値ある努力

受託者委員会がくり返し強調しているように、信託基金の援助は、他の国連機関が関与している政治的、社会的問題の解決をはかることではなく、その目的はあくまでも明確かつ緊急の人的な必要に応えることである。

しかし、ある意味では、国連諸機関がアパルトヘイト反対のために投獄また

は制限を受けている人々の解放のために、くり返し行なってきた全会一致の要求を補うもので、加盟国が行動によってアパルトヘイト反対やアパルトヘイトの犠牲者に対する懸念を表明するための1つの手段を提供するものである。

受託者委員会の初代委員長であるスベルカー・C・アストロム氏（スウェーデン）は、1969年2月、次のように宣言した。

「…この人道的援助は、いかなる方法でも南ア問題の解決を求める国連の努力に代るものではなく、切迫する必要を満たすための試みである。それと同時に、この仕事が価値ありかつ有益であることは、受託者委員会のわれわれすべてが深く確信するところである。それはかなり多くの南ア人の苦しみを軽くするのに役立つばかりでなく、具体的かつ象徴的な方法で人類の大きな懸念となっている問題に対する世界の連帯感を表明するものである。」

信託基金は、国連ではほとんど全会一致の支持を受けている。また、アフリカ統一機構（OAU）と数多くの非政府機関の支持をも受けている。

こうした信託基金の補助金と直接の寄付によって、任意団体は、過去10年にみられた南アの深刻な発展にもかかわらず、弾圧の犠牲者とその家族に人道的援助を続けることができたのであった。

より一層の拋出の必要

信託基金がこれまでその付託任務に従ってかなりの援助をアパルトヘイトと人種差別の犠牲者に与えてきたが、南ア政府や南ローデシアの非合法政権がこれまで以上に専断的な立法措置のもとに抑圧行動を強化継続しているため、援助の必要はますます大きくなっている。

事務総長と受託者委員会は、1974年、援助の必要増大に総会の注意を喚気し、より一層の拋出を訴えた。同委員会は、次のように報告した。

「任意基金への拋出や任意機関への間接的拋出がふえているが、南アフリカ、ナミビア、南ローデシアでの情勢や法的弁護費や家族の維持、入獄者や抑圧的、差別的立法措置のもとに迫害された人々の扶養家族の教育費値上げなどから、信託基金の付託任務の範囲内での人道

的援助の必要が、大巾にふえたことを強調せざるをえない。過去1年間に委員会が承認した補助額は、受取った拠出額よりも大きい。したがって、信託基金が来たるべき1年間もこれまで通りの援助を行ない、かつ緊急援助用の最低限度の準備金をもてるように、多くの加盟国がより寛大な拠出を行なうよう心から希望する。

委員会は、アパルトヘイト反対者の逮捕、裁判、公権喪失宣言、その他の抑圧措置が、南アフリカで弱まることなく続いていることに注意を喚起したい。多くの労働者はストライキに参加したというだけで逮捕されている。また、学生や教会その他の組織の取調べをはじめ、より抑圧的な立法措置を勧告するために設置された議会委員会で、原則を口実に、証言を行なわないとの理由で牧師をはじめ、多くの人が起訴され、裁判にかけられた。そして、「感化された組織法」や「暴動集会改正法」など、新しい抑圧法が発効し、またアパルトヘイト反対活動に従事する者に重罰を加える新しい立法措置も検討中である。

ナミビアにおいても、援助への必要は過去1年間で大巾に増えた。国連の関係諸機関によって報告されたように、当局はきわめてきびしい抑圧措置に訴えてきた。何百という人々が逮捕され、長期間にわたる独房監禁や不当扱いの後に裁判所へ送られた。多くの人がむち打ち刑を受ける一方、そのような専横的、残酷な措置を防止するために裁判に訴えることも、これまでのところ不可能であることが証明された。他方、何人かのナミビア人は依然としてロベン島で長期禁固刑に服している。したがってその家族は、たとえ不規則ではあるが訪問を許されたときでさえも、道のりがあまりにも遠すぎるため、身内の者に会わずに帰ることが多い。

南ローデシアにおいては、過去1年間で事態はさらに悪化した。長期間にわたる禁固刑に苦しむ囚人や拘禁者、被制限者とその家族は、より一層の援助を求めている。」

総会は、1974年12月16日の決議3324 (X X I X) のなかで、すべての国、団体、個人に対し、彼らの援助の必要をより適切に満たせるように、信託基金へ

のより寛大な拠出を訴えた。また、南アフリカやナミビア、南ローデシアでのアパルトヘイトや人種差別の犠牲者に援助を行なっている任意機関に対して直接寄付を行なうよう訴えた。

総会、事務総長、受託者委員会のアピールに応じて、いくつかの加盟国は1975年にその拠出金を増やした。1975年1月1日から4月15日まで、信託基金は、1974年の49万6,388ドルに比べ、総額72万8,515ドルの拠出および誓約を受けた。委員会は、より以上の拠出が1975年に行なわれ、その額が切迫した必要を満たすに十分となるよう希望している。

信託基金への拠出

以下は信託基金創設以来、1974年末まで各国政府の拠出額である。

国名	1966年—1973年	1974年
アルジェリア	2,000	
オーストラリア	6,362	7,425
オーストリア	27,000	10,000
ベルギー	63,001	24,763
ブラジル	14,000	
ブルガリア	7,000	
白ロシア	1,500	
カナダ	29,259	10,000
チリ	3,000	
中国	40,000	
キプロス	2,427	270
チェコスロバキア	2,000	
デンマーク	459,834	94,429
エジプト	2,000	1,000
エチオピア	3,000	
フィンランド	140,000	71,000
フランス	80,000	30,000
ドイツ民主主義共和国	5,000	
ドイツ連邦共和国	25,000	30,000
ガーナ	4,020	1,000
ギニア	6,555	
ハンガリー	2,000	2,000
アイスランド	1,000	1,000
インド	6,325	
インドネシア	2,500	2,000
イラン	18,000	2,000
イラク	1,400	
アイルランド	12,250	6,000
イスラエル	1,000	
イタリア	10,000	6,283
ジャマイカ	2,660	770
日本	50,000	10,000

国名	1966年—1973年	1974年
カンボジア	1,000	1,000
リベリア	5,000	
リビア	5,600	
マラウイ	140	
マレーシア	7,000	1,000
モンゴル	1,500	
モロッコ	24,322	4,135
ネパール	500	
オランダ	54,797	4,702
ニュージーランド	6,636	7,256
ニジェール	656	
ナイジェリア	23,120	9,120
ノルウェー	205,400	
パキスタン	17,000	3,000
フィリピン	11,000	
ポーランド	2,000	
サウジアラビア	5,007	
シエラレオネ	3,515	4,960
シンガポール	1,000	500
ソマリア	502	
スーダン	1,500	
スウェーデン	645,558	135,750
タイ	1,000	
トリニダッド・トバゴ	625	625
チュニジア	9,000	3,000
トルコ	3,000	
ウクライナ	3,500	
ソビエト	20,000	
イギリス	40,006	
アメリカ	25,000	
ベネズエラ	1,000	
ユーゴスラビア	8,000	
ザイール	5,000	
ザンビア	1,560	1,400
計	2,172,337	496,388

信託基金は各種団体や個人からも5万ドル以上の拠出を受けた。

また、以下の国の政府は、任意団体に直接提出する旨受託者委員会に通告した：
バルバドス、白ロシア、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、イラク、ジャマイ
カ、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、スウェーデン、ウクライナ、ソビエト

国連アフリカ南部教育訓練計画

国連アフリカ南部教育訓練計画

注： 国連アフリカ南部教育訓練計画（UNETPSA）は、国連南アフリカ人教育訓練計画とナミビアおよびポルトガル施政下地域特別教育訓練計画を結合して、1967年に設立されたものである。同計画は自発的拠出金によってまかなわれるもので、年々その活動範囲が大きくなっている。この計画のもとに与えられる奨学金の数は、1967年／68年の390件から、1973年／74年の1,134件にまで増えた。こうした奨学金受給者は、現在、44か国において勉学にいそしんでいる。

この文書は、同計画に関する情報をのせたものである。

も く じ

	頁
序 文	72
奨学金支給の選考基準	74
奨学金申込みと支給，1970年／71年～1973年／74年	77
奨学金受給者の留学先，1973年／74年	78
留学国，1967年／68年～1973年／74年	80
各国政府拠出額	82
付 属 奨学金申込み用紙	

序 文

国連アフリカ南部教育訓練計画は、1967年末、それまでナミビア、アフリカのポルトガル施政下の地域、南アフリカのためにあった3つの教育訓練計画を統合して、1967年末に総会によって設置されたものである。それと同時に、南ローデシアも援助の対象とすることに決定した。さらに、1974年には、暫定的措置として、関係国政府の要請に応じて、独立達成後も同計画の被援助地域の住民に引き続き援助を与えることに決定した。

この計画の基本目的は、これまで通り、関係国の人々にできるだけ多くの「教育、訓練」を与え、彼らが自国の政治、経済、社会生活で十分な役割を果たせるようにすることである。

同計画のもとでは、海外で高校レベルの教育から、大学教育、高等技術・職業訓練を受けるために援助が与えられている。

1970年3月、国連難民高等弁務官（UNHCR）と同計画事務局長との間に結ばれた協定のもとに、UNHCRが関係国の難民に対して初等、中等の教育を与え、教育訓練計画がそれ以上のレベルでの教育を与えることになった。

これまでの援助は、高等学校や大学などで勉強できるように、個人に奨学金を提供するという形で与えられてきた。一般方針としてできるだけアフリカのなかで教育訓練が受けられるようにしている。

教育訓練計画の管理

この計画の管理は、国連本部の一局長によって行なわれている。ただし、実際の責任は国連事務局内の技術協力局にある。国連本部以外の地域では、それぞれのアフリカの独立国その他にある国連開発計画（UNDP）事務所やジュネーブにあるヨーロッパ経済委員会事務局の援助のもとに計画が実施されている。

奨学金の選考は、国連本部で事務局職員からなる選考パネルによって行なわれる。

この計画のもとに与えられた奨学金の日常の管理は、ケニアではケニア合同難民サービス、エチオピアでは難民カウンセリング・サービスによって行なわれているが、同教育訓練計画の運営はUNDP現地駐在代表によって行なわれる。計画自体はほとんど既存の国連事務所の管理下にあるので、管理経費は最小限にいくとめることができ、したがって自発的の拠出金すべてが、同計画設立の対象となっている人々のために利用される。

拠出金は年間ベースで自発的に行なわれるので、奨学金の供与も年間ベースで行なわれる。しかし、資金が十分にある場合は、年間を通し、まず第1に満足すべき進歩を示した学生の奨学金更新にあてられる。今までのところ学業が不満足のために、奨学金が卒業半ばで打ち切られたというケースはない。

同計画は現地のUNDP事務所をはじめ、UNHCRと密接に協力しあっており、また、国連の専門機関、アフリカ統一機構(OAU)とくにOAUのアフリカ難民職業紹介教育局、それにその他のアフリカ南部からの難民に援助を与えている国際大学交流基金や英連邦事務局とも連絡をとっている。

諮問委員会

諮問委員会は、次の事項に関して事務総長に助言を与える。

- (a) 拠出金の促進も含め、同計画を強化、拡大すること。
- (b) この計画の援助を受ける学生を引受けられるように、アフリカの教育、訓練機関に補助金を与えること。
- (c) その他事務総長の助言が求められると思われる事項。

委員会はカナダ、デンマーク、インド、タンザニア、ベネズエラ、ザイール、ザンビアの代表から構成される。国連ナミビア理事会、アパルトヘイト特別委員会、OAUの代表も必要に応じ、オブザーバーとして投票権なしで会議に出席する。

資金源

この計画は年間ベースで行なわれる自発的の拠出金でまかなわれる。しかし、

十分な自発的拠出金が集まらないので、1968年以来毎年国連の通常予算から10万ドルずつこの計画に計上されている。

1968年初め以来の全自発的拠出額は、一般からの寄付も含め、1974年11月4日現在で481万8,689ドルである。

また、多くの国の政府がこの計画のもとに、奨学金を提供している。1)

奨学金支給の選考基準

一 般

国連アフリカ南部教育訓練計画のもとに支給される奨学金は、資金の範囲内で、この文書に述べられている選考基準に基づいて、選考パネルが決定する。

選考パネルの決定は、主に学校での成績、面接結果、その他教育機関から受ける内申書に基づいて行なわれる。

とくに、植民地主義、アパルトヘイト、人種差別反対のため迫害を受け、援助を必要とする候補者に特別の注意が払われる。

資 格

南アフリカ、南ローデシア、ナミビア、アフリカのポルトガル施政下の地域の人々は、これらの地域からの難民も含め、奨学金を受ける資格を有する。2)

特殊事情のため、他の国からパスポートを受ける必要のある候補者も、その資格を有する。

年令制限

奨学金は普通16才から35才までの人々に支給されるが、35才以上の人々でも、とくにそれが短期の職業訓練の性格のものであれば、支給されることもありうる。

教育水準

奨学金は、高等学校レベル以上の一般教育、職業、専門教育の目的で学生に与えられる。

課目

奨学金は、一般教育や、職業、専門教育分野での諸課目について与えられる。限られてはいるが、とくに関係地域の開発に関係する分野での修士、博士課程の学生にも奨学金が支給される。

留学先

この計画のもとに与えられる奨学金は、関係地域以外の国での勉強のためのものである。とくに、アフリカ大陸内にある教育、訓練機関で学ぶ人々に奨学金が優先的に与えられる。

しかし、以下のような場合には成績優秀な学生にかぎってアフリカ以外の国でも高等研究や訓練を受けられるようにする奨学金が与えられる。

- (a) 必要な研究施設がアフリカにない場合
- (b) その他の特殊事情のため、アフリカ以外の国での勉強が必要である場合

そうした場合の受入国としては、この計画の抛出国が優先的に考慮される。

留学のための教育機関や分野は、候補者の希望を優先的に取り上げるが、他の教育機関や研究分野を指定する場合もある。

財政的必要

奨学金の支給にあたっては、候補者がどの程度の財政援助を必要としているかによって、全額支給にするか、1部支給にするかを決定する。

扶養家族

この計画のもとに与えられる奨学金は、受給者の家族を養うための金額を含まない。

支給期間

期間は、資金の額や研究コースに応じて選考パネルが決定する。最初は1年ないしそれ以下であるが、成績がよければさらに延長される。

注1) ブルガリア、白ロシア、カナダ、エジプト、ドイツ(連邦共和国)、インド、イスラエル、ジャマイカ、レソト、リビア、モーリシャス、ナイジェリア、パキスタン、カタール、ルーマニア、スーダン、トリニダード・トバゴ、ウガンダ、ソビエト。

注2) 1974年12月13日の決議 3301 (XXIX) によって、総会は「この計画の援助は、一時的措置として、関係国政府の要請に基づいて、独立するかも知れないが同計画の対象となっているギニア・ビサオ、その他の地域の住民にも引き続き与えられる」ことに決定した。

奨学金申込みと支給 1970年/71年～1973年/74年

	<u>1970年/71年</u>	<u>1971年/72年</u>	<u>1972年/73年</u>	<u>1973年/74年</u>
<u>合 計</u>				
申込み数	938	1,423	1,836	1,921
奨学金支給	175	297	319	472
奨学金延長	381	447	554	659
合計：奨学金保持者	556	744	873	1,131
奨学金終了者	124	178	190	215
<u>ナミビア</u>				
全奨学金保持者	67	78	81	73
奨学金終了者	3	9	21	25
<u>南アフリカ</u>				
全奨学金保持者	191	268	296	298
奨学金終了者	35	60	84	103
<u>南ローデシア</u>				
全奨学金保持者	111	148	191	268
奨学金終了者	37	45	41	59
<u>ポルトガル施政下の地域</u>				
全奨学金保持者	187	250	305	492
奨学金終了者	49	64	44	28

奨学金受給者の留学先 1973年/74年

	ナミビア 人	南アフリ カ人	南ローデ シア人	アンゴラ 人	モザンビ ーク人	ギニアビサ オ、カボベ ルデ、サン トメ・プリ ンス・ビ ジネ住民	合計
アフリカ合計	46	158	231	385	68	5	893
アルジェリア						1	1
ボツワナ		10					10
カメルーン				5			5
中央アフリカ				2			2
コンゴ				6			6
ダオマー				1			1
エジプト	1	45					46
エチオピア	1	1	3		10		15
ガボン				1			1
ガーナ		1	2				3
コートジボアール				1			1
ケニア	30	10	5	1	49		95
レソト		31	4				35
リベリア		1	1		2		4
マラウイ			1				1
モーリシャス			1				1
モロッコ				1			1
ナイジェリア		6	26				32
セネガル				1		3	4
シェラレオネ			75		2		77
スーダン			1				1
スワジランド		33	3				36
トーゴ				1			1
チュニジア				1		1	2
ウガンダ		3	9		1		13
タンザニア	7		2		4		13
ザイール				364			364

	ナミビア 人	南アフリ カ人	南ローデ シア人	アンゴラ 人	モザンビ ーク人	ギニアビサ オ、カボベ ルデ、サン トメ・プリ ンシベ ^注 民	合計
ザンビア	7	17	98				122
ヨーロッパ合計	4	74	14	6	1	7	106
オーストリア		1					1
ベルギー				1		1	2
フィンランド	1						1
フランス				1		5	6
ドイツ連邦共和国		2					2
ギリシャ				1			1
アイルランド		26					26
イタリア					1		1
オランダ		1					1
ノルウェー		1					1
スウェーデン	2						2
スイス				3		1	4
イギリス	1	43	14				58
北アメリカ合計	23	14	18	2	7	4	68
カナダ	8	2			1		11
アメリカ	15	12	18	2	6	4	57
その他合計		52	5	7			64
インド		52	5	7			64
合 計	73	298	268	400	76	16	1,131

留学国 1967年／68年～1973年／74年

(全奨学金保持者)

	1967年 ／68年	1968年 ／69年	1969年 ／70年	1970年 ／71年	1971年 ／72年	1972年 ／73年	1973年 ／74年
アフリカ合計	258	310	347	387	526	657	893
アルジェリア							1
ボツワナ	4		1	6	11	13	10
カメルーン						4	5
中央アフリカ共和国					1	3	2
コンゴ	3	1		4	5	5	6
ダオメー							1
エジプト	4	4	3	3	7	21	46
エチオピア	1	8	5	8	21	25	15
ガボン							1
ガーナ	2	3	3	5	1	1	3
コートジボアール				1	1		1
ケニア	75	103	116	117	115	106	95
レソト	2	4	12	17	24	32	35
リベリア				2	3	4	4
マラウィ				2	2	1	1
モーリシャス							1
モロッコ				1	2	1	1
ナイジェリア	8	7	5	10	11	13	32
セネガル	2	3	7	6	6	10	4
シェラレオネ				8	14	27	77
スーダン	1			2	2	2	1
スワジランド	16	19	11	17	36	41	36
トーゴ							1
チュニジア						1	2

	1967年 ／68年	1968年 ／69年	1969年 ／70年	1970年 ／71年	1971年 ／72年	1972年 ／73年	1973年 ／74年
ウガンダ	2	7	14	13	16	11	13
タンザニア	13	5	8	5	12	13	13
ザイール	97	106	99	97	143	192	364
ザンビア	28	40	62	62	92	130	122
ヨーロッパ合計	103	103	99	102	123	116	106
オーストリア	3	3	2	2	3	2	1
ベルギー						1	2
フィンランド						1	1
フランス	5	5	4	5	4	5	6
ドイツ連邦共和国	7	7	5	4	4	3	2
ギリシャ			1	1	1	1	1
アイルランド	8	12	9	14	21	32	26
イタリア					1	1	1
オランダ			2	1	1	1	3
ノルウェー		1	1	1	1	1	1
ルーマニア	1	1	2	1		1	
スウェーデン	6	7	4	5	5	4	2
スイス	2	3	2	2	4	3	4
イギリス	71	64	67	66	78	58	58
その他合計	28	42	58	61	92	101	132
カナダ	3	1	5	7	9	11	11
インド	11	20	24	36	45	55	64
パキスタン			1				
アメリカ	14	21	28	28	38	45	57
全 合 計	389	455	505	550	741	874	1,131

各国政府拋出額 1968年～1974年

国名	1968年-70年	1971年	1972年	1973年	1974年
アルゼンチン					1,000
オーストラリア				12,725	22,275
オーストリア				5,000	15,000
バルバドス		500			
ベルギー					26,766
ビルマ	2,000	1,000			1,000
カナダ	50,000	50,000	50,000	75,000	180,412
コロンビア				5,000	
キプロス	476	478			540
デンマーク	253,153	99,906	114,995	137,945*	
フィンランド	15,000	30,000	50,000	60,000	71,000
フランス		100,000	100,000	100,000	100,000
ドイツ連邦共和国	135,000		85,811		54,066
ガーナ	3,000	1,530	1,500		1,500
ギリシャ	10,000	3,500	3,500	3,500	5,000
インド	2,000	1,500	1,000	1,000	1,000
インドネシア			1,000	1,500	2,000
イラン	10,000	3,000	3,000	3,000	3,000
イラク	1,400	1,500			
アイルランド	8,500	5,000	6,000	8,000	12,000
イタリア	12,425	12,540	13,486		25,133
ジャマイカ	840			770	
日本	60,000	20,000	20,000	80,000	100,000
ケニア	4,004	2,002		2,002	2,002
カンボジア	1,000	1,000			
ソベリア				1,000	1,000
ソビア	5,000			6,738	
ルクセンブルグ				1,000	
マラウイ					117

* 1973年の誓約額 66,887 ドルの残りが1974年に払われた。

国名	1968年-70年	1971年	1972年	1973年	1974年
マレーシア		1,000	1,000	1,000	2,000
オランダ	55,097	30,303	31,056		75,013*
ニューージーランド				6,636	14,511
ニジェール				656	
ナイジェリア					3,040
ノルウエー	153,007	75,000	90,668	105,000	175,285
オーマン				3,000	4,000
フィリピン	500	1,000		2,000	
カタール				2,000	3,500
シェラレオネ		120	670		
ソマリア	502				
スウェーデン	160,000	80,000	88,495	100,600	95,455
スイス			19,531		
トーゴ					
トリニダード・トバゴ	625				625
チュニジア				1,000	
トルコ	5,000				
ウガンダ	1,400				
イギリス	239,980	120,000	121,655	175,000	166,667
タンザニア	3,781		2,801		
アメリカ	25,000				
ユーゴスラビア	5,000	5,000	5,000	5,000	
ザンビア				1,400	1,560
合計	1,223,690	645,879	811,168	907,472	1,166,467
総計	4,754,676				

以下の誓約は1974年末現在で未払いであった。

クウェート1,000ドル、モーリタニア500ドル、フィリピン2,000ドル、
トーゴ429ドル。

1975年10月1日

東京都千代田区大手町2-2-1

新大手町ビル450号室 (〒100)

国際連合広報センター

TEL (211) 1026~9番